



# 杉並社協地域福祉活動計画

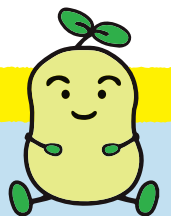
計画期間：令和6(2024)年度～令和9(2027)年度



お互いさまで  
ささえあう  
みんなが  
認めあえるまち



社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会



うえるくん

# 目次

第1章	活動計画策定にあたって	1
	1 策定の目的	1
	2 計画の位置づけ	1
	3 計画の期間	2
	4 策定方法	2
第2章	地域の課題と計画が目指すもの	3
	1 杉並のまちの現状と課題	3
	(1) 杉並区の現状	3
	(2) 杉並社協の主な活動の現状	5
	(3) 杉並区の地域活動等の現状	7
	(4) 杉並社協・実施計画の経緯と取組	8
	(5) 区民や専門職を対象としたアンケート調査の概要と結果	10
	(6) 杉並のまちの課題の整理	12
	2 計画の基本理念	13
	3 計画の目標及び事業体系図	14
第3章	目標と主な取組	16
	目標1 身近な地域でささえあう、住民のつながりづくりを推進します	16
	目標2 地域の情報とつながる多種多様な「場」をつくれます	18
	目標3 誰もが安心して相談できる「人」や「窓口」を増やします	20
	目標4 様々な人が地域活動に参加できるよう環境を整えます	22
第4章	計画の進行管理	24
資料編		25
	アンケート調査結果	25
	杉並区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	32
	地域福祉活動計画策定委員会作業部会設置要領	33
	杉並区地域福祉活動計画策定委員会の開催経緯	34
	杉並区地域福祉活動計画策定委員会名簿	35
	用語集	36

# はじめに

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会

会長 高 武征



1200日を超えるコロナとの戦いを経て、今、私たちは社会構造の歴史的な転換点を迎えています。経済や社会が本格的に動き出し、かつての日常を取り戻しつつある一方、急速な高齢化や核家族化等の進行は、複雑で複合化した問題を抱える方が増加し、地域の希薄化、社会的孤立等の問題が、杉並の将来にも大きな影を落としかねないと危惧しているところです。

私は、将来を見据え、次代を担う子の幸せを願い、今、杉並社協がなすべきことを進めていくために、区民の皆さまや関係機関・団体の力をお借りしながら、「未来の杉並の地域福祉」の実現に向け、第1次杉並社協地域福祉活動計画を策定しました。

この計画の策定にあたっては、地域において相談援助に関わっている社会福祉士や保健師等の専門職や地域活動者・区民の皆様等からのアンケートによるご意見をいただき、区民参画による計画の策定委員会の議論を通じ、杉並のまちの現状や課題の把握に努めました。

社協だけでは、地域の困りごとに対応することは困難であることから、多くの区民や関係機関等の協力を得ながら、地域福祉の向上を目指していくことが、この計画の目的でもあります。また、これまでの地域福祉の枠組みでは、ひきこもり等の新たな課題への対応には限界があり、区民一人ひとりが「自分ごと」の意識をもって地域社会に参加し、新たなつながりやささえあえる仕組みを区民と共に社協が中心になってつくっていく必要があると思っています。

この計画で掲げた理念である「お互いさまでささえあう みんなが認め合えるまち」の実現に向けて、区民や関係機関の皆様のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げますと共に本計画の策定にあたって、ご協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。

2024年3月



皆さんは、今、どんな気持ちでこの計画を見ているでしょうか。この計画は、杉並区社会福祉協議会として今後4年間どのようなことに取り組んでいこうとしているかを皆さんへ伝えるために策定されました。社会福祉協議会は民間団体として、区内の多様な人びととともに地域福祉の推進を図る組織です。そのため、策定にあたっては、社会福祉協議会の職員だけでなく、町会自治会、民生委員児童委員協議会、当事者団体、NPO、社会福祉施設等の方々による策定委員会を立ち上げ、さらに区民、地域活動者、社会福祉専門職に対するアンケート調査を行うことによって、杉並区の実態に即した協議を重ねてきました。その中で浮かび上がってきたのは、孤立していたり、ひきこもりがちな人びと、制度の狭間の問題で苦しんでいる人びとの存在であり、そうした問題へ対応していくため、身近な地域で気軽に相談できる場や支え合える仕組みを求める声でした。

さまざまな課題が挙がり、策定委員会として多くの声に向き合う中で、本計画では4つの目標を設定し、さらには新規事業を打ち出すこととしました。その一つが「小地域プラットフォームづくりの推進」です。これは身近な地域において、地域住民とともにその地域へ働きに来ている人びと、学びに来ている人びとが合流し、多彩な活動を協働で創出していける仕組みを作っていくことです。そして集いの場や学びの場を豊かにしていくことを目指すものですが、その際に大切にしたいのは、生きづらさを抱える一人ひとりの声に寄り添うことです。

例えば、集いの場を設けても、そこへ行くことができない人ほど孤立しがちであったり、また、見た目に分かりにくい障害や生きづらさによって、互いに望まない誤解や偏見が生じてしまうこともあります。そのため、この計画で掲げるプラットフォームは、一人ひとりの声に向き合ったうえで、その地域で必要なことを考え実践していく場としてのものであり、多様な人びとが協力しあい持てる力を生かせる場を目指すものです。

この計画を手にとられた皆さんの中には、何かしらの問題意識を持っている方もいると思います。ぜひその思いを大切に、新たなプラットフォームづくりをはじめとして、本計画の事業を活かすことで、より良い地域を目指していただければと思います。皆さんの活動によってさらに多くの笑顔が生まれる地域となっていくことを願っています。

2024年3月

## 1 策定の目的

わが国では急速な高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの変化などにより、社会構造が大きく変化しています。その影響で8050問題、ヤングケアラーといった複雑化・複合化した問題を抱える方が増加しており、既存の制度や分野ごとの福祉サービスでは対応が困難な課題が顕在化しています。杉並区でも同様の課題が山積しており、地域の希薄化、社会的孤立や生活困窮といった問題がより一層深刻化しています。

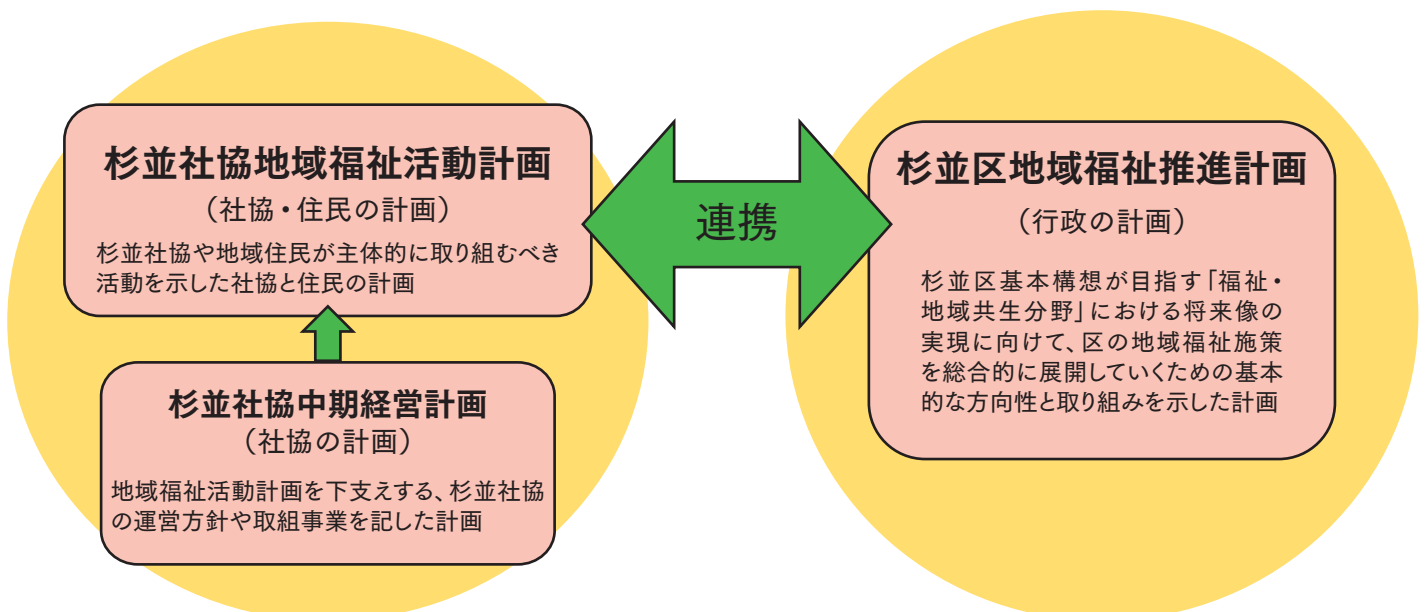
このような状況から、地域における困り事や悩み、不便さなど様々な生活課題について、住民・地域・民間団体などが身近な問題として受け止め、共に解決していくための活動や取り組みを明らかにしていくことが求められています。

社会福祉法人杉並区社会福祉協議会（以下、「杉並社協」という）は、現行の取組計画である「実施計画【平成21（2009）年3月策定から令和元（2019）年改正の計画まで】」の成果と課題を踏まえ、新たに区民や団体等の方々とともに「杉並社協地域福祉活動計画（以下、「活動計画」という）を策定し、これからの時代に対応できる地域づくりを進めることとしました。

## 2 計画の位置づけ

活動計画は、杉並区の地域福祉施策を推進していくための行政計画である「杉並区地域福祉推進計画」と、杉並社協や地域住民が主体的に取り組む活動を示した活動計画が、区の計画と相互に連携し、杉並区全体で地域福祉を推進します。また、「杉並区社会福祉協議会中期経営計画」を杉並社協が策定し、活動計画の実施や進行・管理に責任をもち、下支えしていきます。

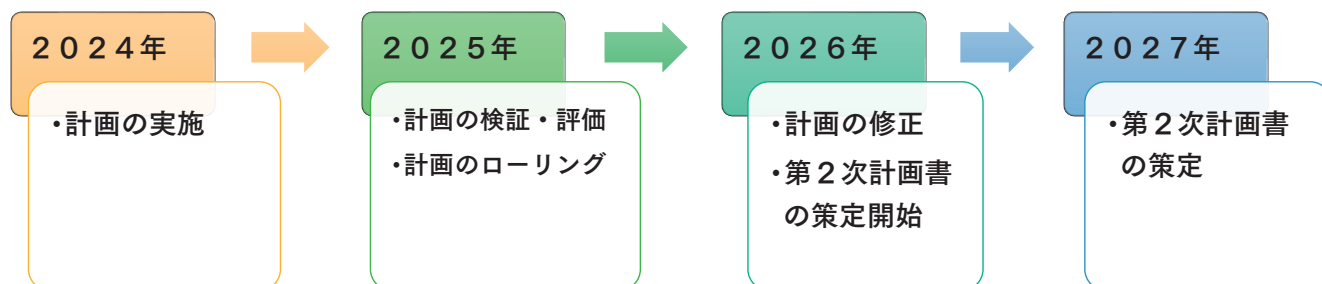
杉並社協は、活動計画の推進の主体となる地域住民、地域福祉関係者・団体、杉並区と緊密に連携し、協働して地域の支え合いを推進していきます。





### 3 計画の期間

活動計画は現行の実施計画の終期が令和5年度となっていることから、令和6（2024）年から令和9（2027）年までの4年間とします。なお、計画の最終年度は、区の計画である「地域福祉推進計画」の最終年度である令和9（2027）年に合わせることにします。



### 4 策定方法

活動計画の策定にあたっては、地域住民や福祉関係者、そして杉並社協が中心となって取り組み、地域共生社会の実現に向けた活動を可能とするために、町会自治会の代表、民生委員児童委員協議会の代表、福祉事業に携わる者等の他、福祉行政機関の職員、杉並社協理事等で構成する「杉並区地域福祉活動計画策定委員会（以下、「策定委員会」という）を設置しました。また、計画策定に必要な調査検討を行うために、策定委員会のもとに「部会」を設け策定委員の中から部会員を選出しました。

部会において、地域活動者、区民、専門職への「アンケート調査」を実施し、地域の実態把握と意見収集を行いました。このアンケート結果を策定委員会で共有し、計画策定における基礎的資料として活用しました。

1 杉並のまちの現状と課題

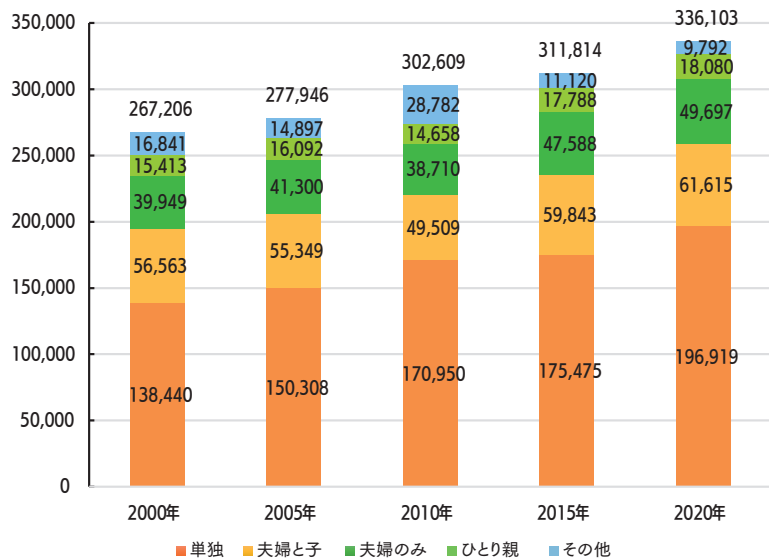
近年、様々な要因により、社会的な交流の場や接点を長期的に失うことによって生じる「ひきこもり」「8050問題」「ヤングケアラー（家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども）」などの問題は、従来の公的支援では対応が難しい課題が表面化しています。また、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、行動制限や自主規制が行われ、人々の日常生活に多大な影響を与えました。これらが引き金となり、孤立状態や生活困窮に陥る人が顕在化してきたと言えます。

このような社会状況の変化に合わせ、新たな地域福祉活動の計画策定にあたり、あらためて杉並のまちの現状と課題を把握し、活動計画に反映させていくこととしました。

(1) 杉並区の現状

① 人口及び世帯数の推移

区の人口は令和3（2021）年に573,504人となっており、令和47（2065）年には529,028人になることが見込まれます。総世帯数は令和2（2020）年に336,103世帯となり、単身世帯が全体の約6割を占めています。単身世帯数の年齢別内訳をみると、65歳未満の世帯が83.44%あり、全世帯総数の割合からみると48.8%を占めています。それは、杉並区で生産年齢の約半数が単身世帯と推測され、そのうち学生が一定数存在することから、地域とのつながりは希薄にならざるを得ないと思われれます。



※出典：杉並区統計書及び国勢調査から

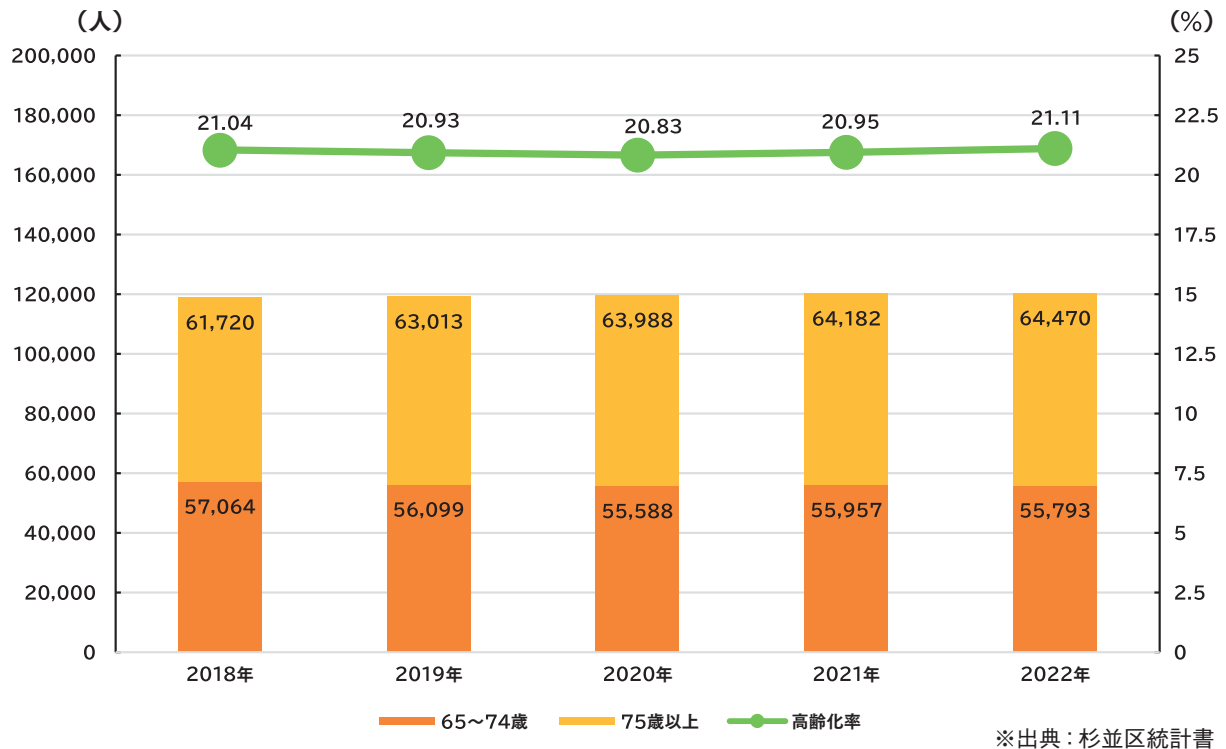
R2年度の単身世帯(196,919世帯)の年齢別内訳

65歳未満	164,310世帯	83.44%
65歳以上	5,114世帯	2.60%
75歳以上	19,295世帯	9.80%
85歳以上	8,200世帯	4.16%

⇒ 全世帯(336,103世帯)の割合からは48.8%を占める

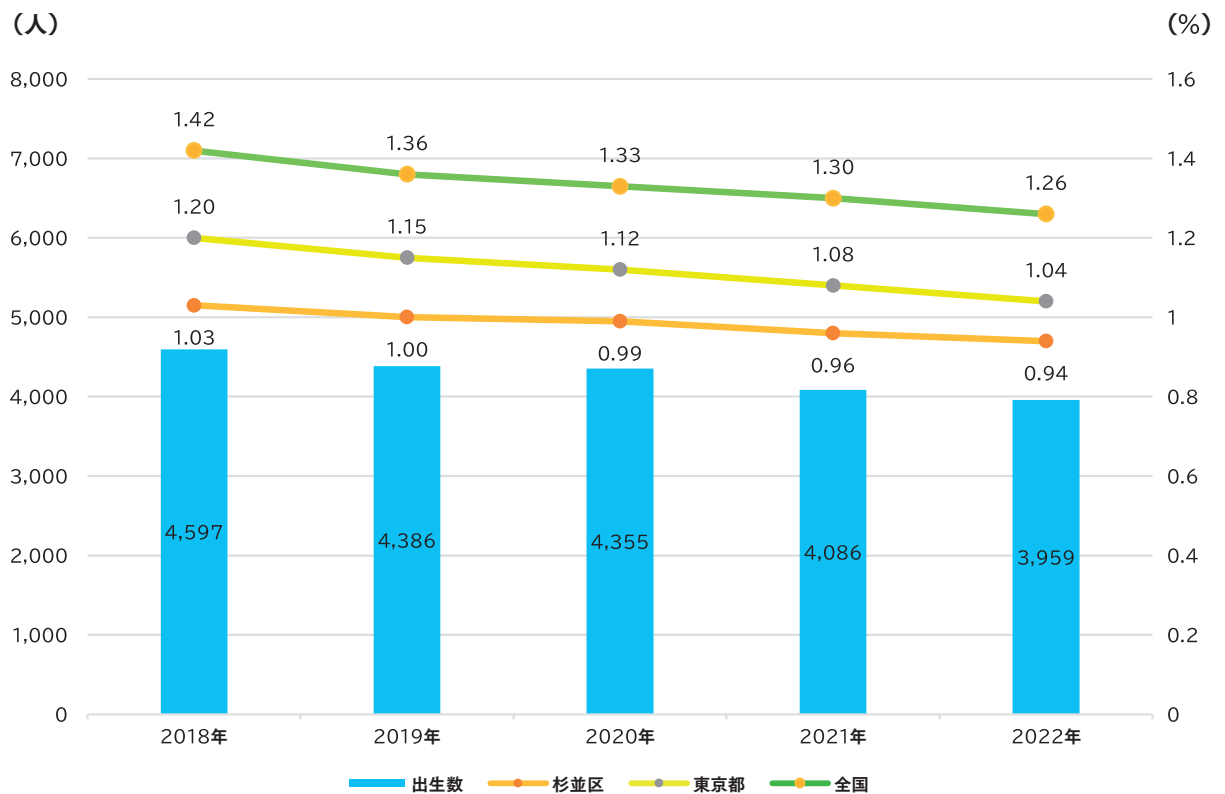
## ② 高齢者人口と高齢化率

高齢者は、令和4（2022）年には120,263人となっており、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は21.11%となっています。



## ③ 出生数と合計特殊出生率

出生数は平成30（2018）年以降減少傾向にあり、令和4（2022）年で3,959人となっています。杉並区の合計特殊出生率は、国や東京都により低い状況にあります。

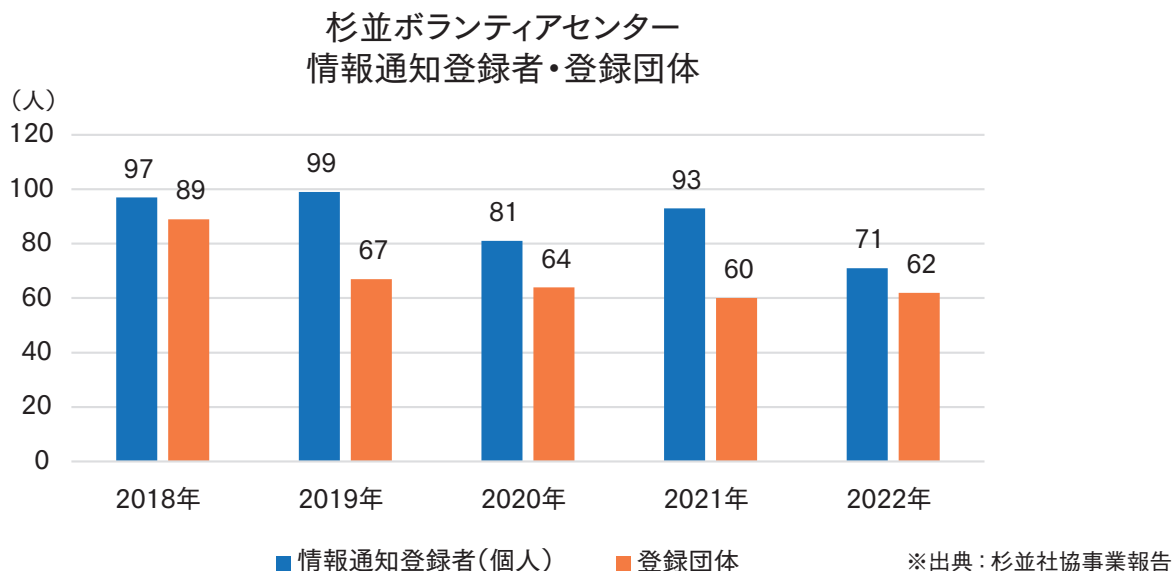




## (2) 杉並社協の主な活動の現状

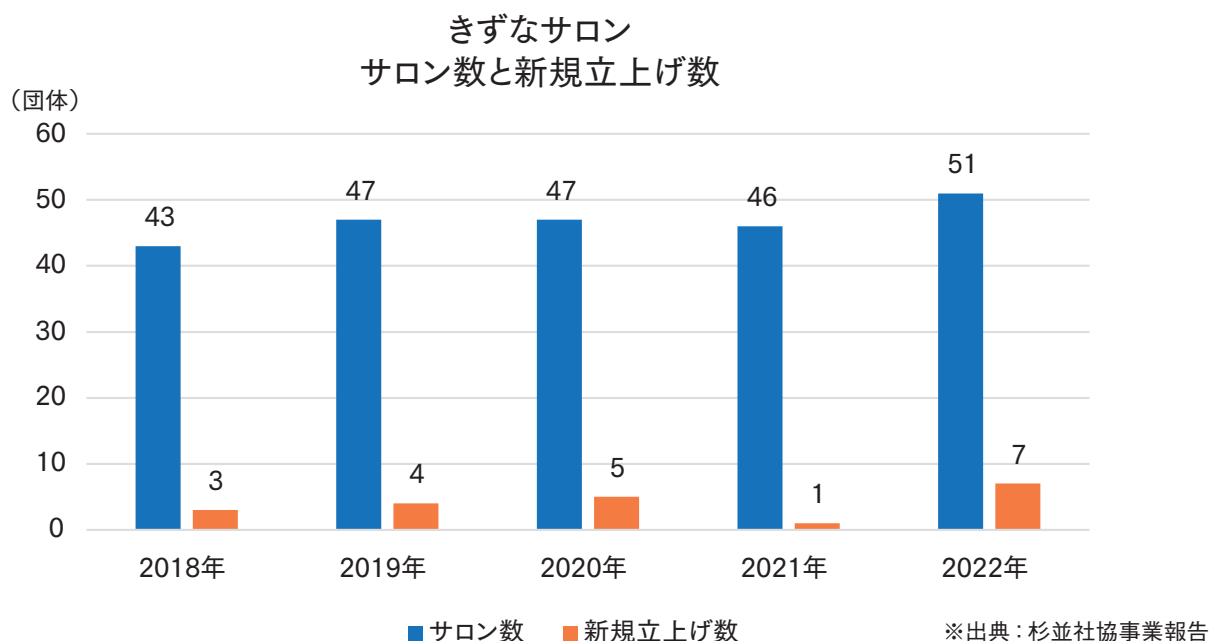
### ① 杉並ボランティアセンター 各種登録数

ボランティアセンター事業の情報提供の対象者である、情報通知登録者数は令和3（2021）年と比べて令和4（2022）年はコロナにより活動先が減少したものの、登録団体数は微増となっています。



### ② きずなサロン

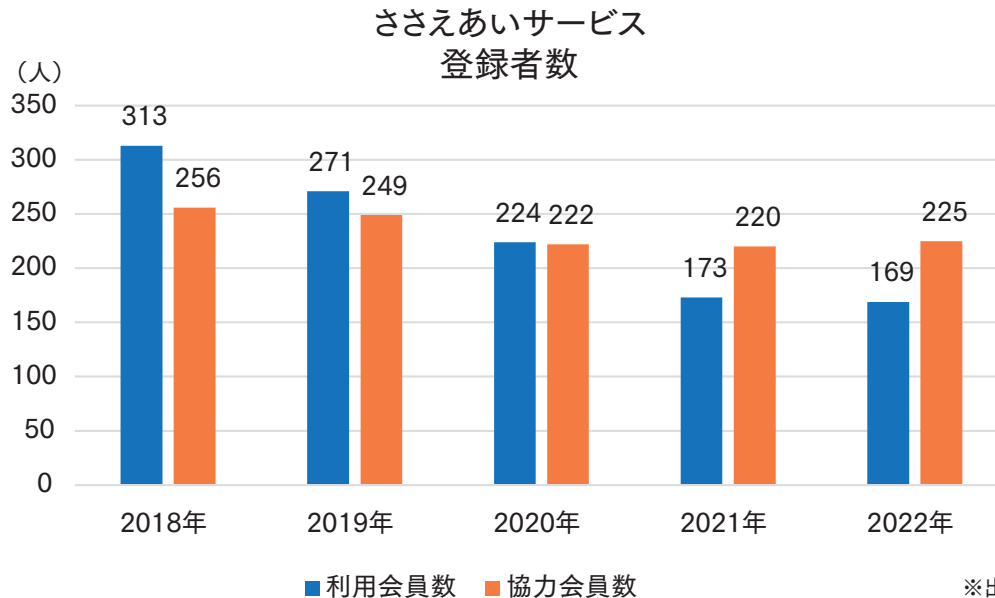
コロナ禍では多くのきずなサロンが休止を余儀なくされ、活動を継続したサロンにおいても会場内でのソーシャルディスタンスを図るなど衛生面に配慮しながら運営していました。コロナ収束に伴いサロン数が増加傾向にあります。



※きずなサロン…きずなサロンは地域での孤立を防ぎ、見守りや助け合いの関係づくりのきっかけの場として地域のボランティアが運営をしています（P19、P36参照）。

### ③ ささえあいサービス事業 登録数

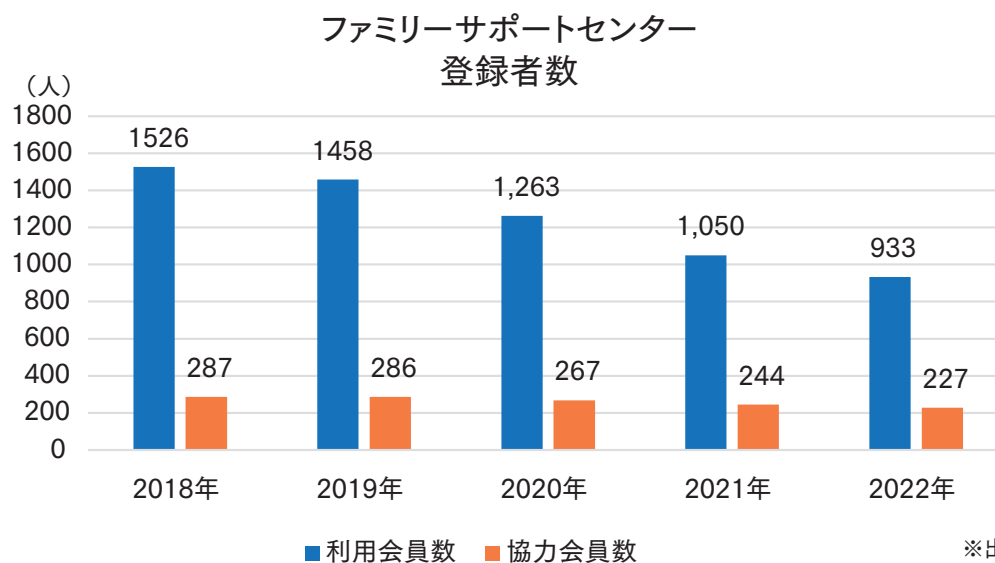
対面でのサービスの提供もあるささえあいサービスは、コロナ禍の影響を受け利用会員数は減少という状況にあります。一方では様々な相談に対して、必要な情報の提供や利用希望者への訪問を行いました。このサービスの実施にあたっては、利用会員の声に耳を傾け、単発利用サービスとなる「ちょこっとお助け隊」を令和5（2023）年1月から開始しました。



※ささえあいサービス事業…高齢の方や障害、疾病のある方などで手助けが必要な方（利用者）の地域での自立した生活を支えるために、手助けができる方（協力会員）に登録してもらい、援助活動のコーディネートを行い、地域住民相互のささえあいを進めています（P19、P36参照）。

### ④ ファミリーサポートセンター事業

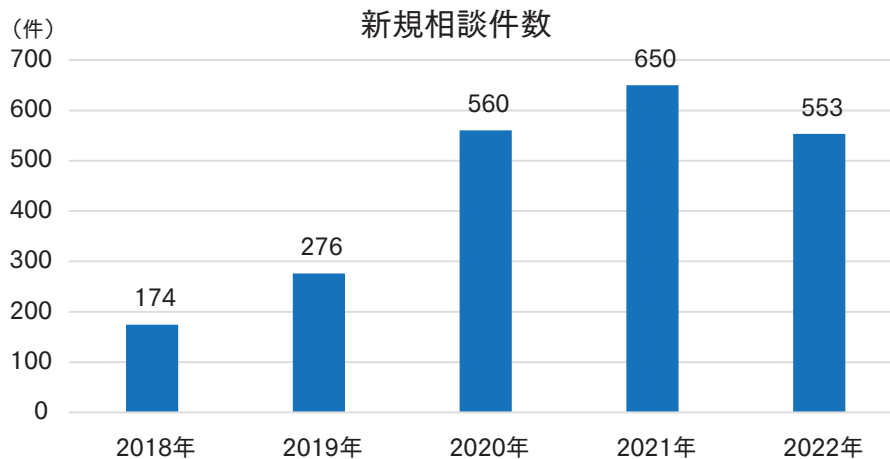
コロナ禍の影響を受け、対面での活動は自粛される傾向がある中、共働きというライフスタイルの変化に伴い、子育て支援に協力できる会員も減少しています。



※ファミリーサポートセンター…区民の子育てを支援するために、子育ての手助けがほしい人（利用者）と活動に協力する会員の登録を行っています（P19、P36参照）。

## ⑤ 福祉なんでも相談

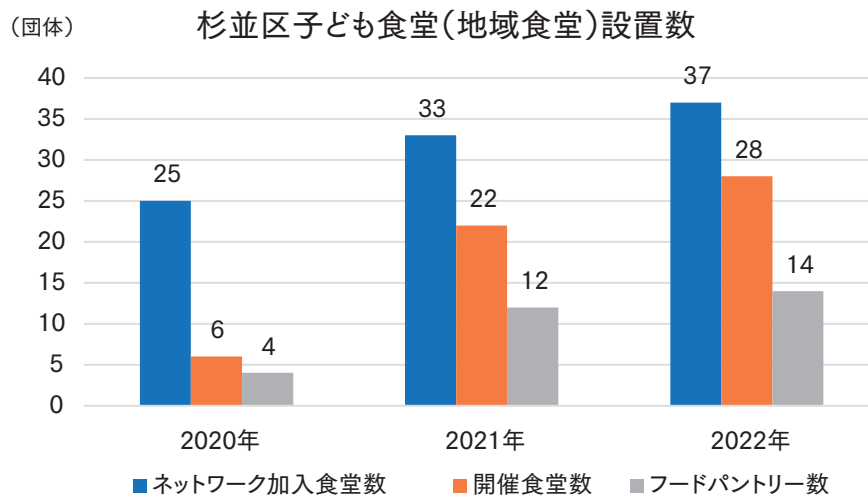
「福祉なんでも相談」では様々な困りごとを社協窓口で受け止めてきました。地域福祉コーディネーターの配置により、コーディネーターが福祉なんでも相談を受けることも増え、件数に変化がありました。



## (3) 杉並区の地域活動等の現状

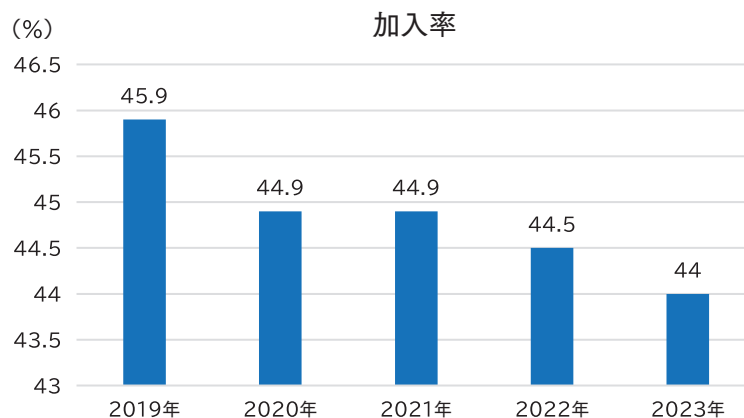
### ① 子ども食堂（地域食堂）の数

子ども食堂（地域食堂）の活動状況は、コロナ禍でありながら新たに食堂を立ち上げ、支援の輪が広がっており、杉並子ども食堂ネットワークへの加入数も増えました。



### ② 町会自治会の加入率

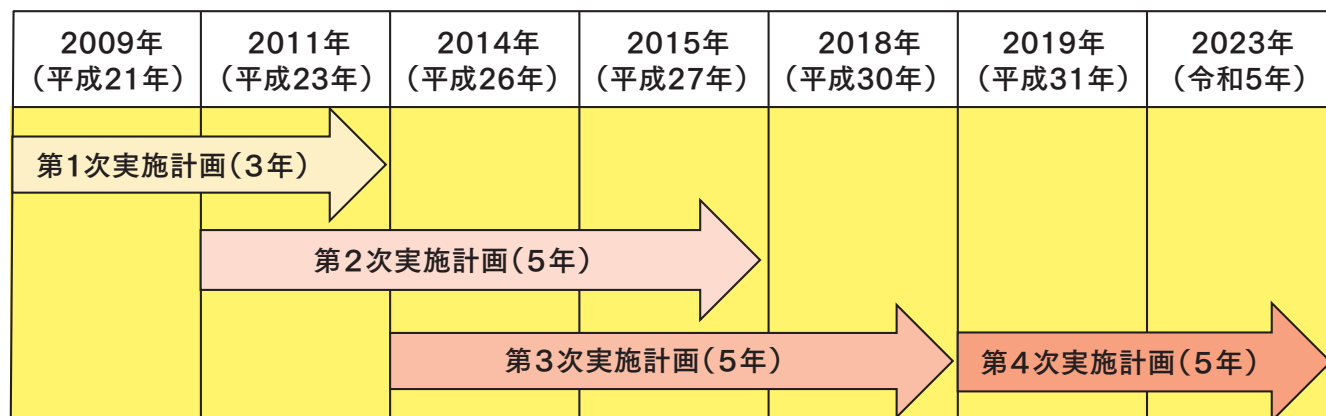
町会自治会の加入率は過去5年間ゆるやかに下降気味です。



## (4) 杉並社協実施計画の経緯と取組

杉並社協は、「実施計画」を経営行動計画として平成21（2009）年から23（2011）年の3カ年計画として策定し、以降、改定を重ね、平成31（2019）年には時代の変化に対応するため5カ年計画として改定しました。その内容は、基本理念である「ささえあう地域づくりが仕事です」や基本目標の「あなたの力（チカラ）をつなげる共助のまちづくり」を目指し、杉並社協の事業が円滑にそして効果的に展開できるように取り組みを具体化した計画としました。

また実施計画の策定段階においては、内部委員会による検討だったため、杉並社協の取り組みに対する住民の意見が十分に反映できていないという課題がありました。



### <主な取組と課題>

#### ① 地域共生社会づくりと一体となった地域支援ネットワークづくり

この間、杉並社協が取り組んできた「地域支援ネットワーク事業」は、地域包括支援センター（以下、ケア24）がもつネットワークと連携しながら、生活圏域（中学校区）で多世代がつながり、地域の困りごと等を地域の皆さんで共有し、取り組んできました。しかし、一定の成果をあげながらも、その地域全体での取り組みには未だ発展途上であったといえます。

一方で国の施策としての「地域共生社会の実現」に向けては、制度・サービスごとの縦割りや支え、支えられる関係を超え、地域の皆さんが地域の課題や困りごとを「自分事」としてとらえていく仕組みが必要だと提唱されてきました。

杉並社協では、介護保険事業のもとに高齢者が医療や福祉サービス以外でも地域生活を送ることができる支援体制や社会参加できる仕組みづくり（生活支援体制整備事業）を推進する「生活支援コーディネーター」や、地域共生社会づくりの調整役として、地域住民等が地域生活課題を把握し、解決を図る試みができるように住民主体の仕組みづくり事業（地域支えあいの仕組みづくり事業）を推進する「地域福祉コーディネーター」の事業を杉並区から受託してきました。まさに公的資金を活用した地域づくりに取り組める環境が整ってきたといえます。

今後は、さらに各ケア24、町会・自治会、民生委員児童委員協議会などの様々な圏域にいる住民や活動団体などが相互に連携し、主体性をもって取り組んでいけるよう、地域共生社会づくりと一体となった地域支援ネットワークづくりを進めていく必要があります。

## ② 福祉なんでも相談の地域展開と連携

「福祉なんでも相談」は、窓口相談とともに地域に出向き、訪問支援を行うことを掲げ、取り組んできました。今後は「総合相談窓口」の機能をさらに一歩進めて、「個々の課題を地域の課題としてとらえて解決していく」ことが求められてきます。具体的には、①自ら支援を求めることが難しい状況の人たちに積極的に働きかけて声を受け止める、②相談者の課題に寄り添い、共に解決できるように伴走していく、③相談者の課題の要因を地域全体でとらえ、個別支援のみならず地域支援にも比重をおいた形で展開していく等を進めていくことです。

現行の「福祉なんでも相談」は、個々の問題を解決に導く「個別支援」と、地域ネットワークづくりのような助けあいや支えあいの意識を育む「地域支援」が、混在して行われている状況です。今後も杉並社協の相談窓口が、様々な機会を通じて寄せられる地域住民からの相談事に対し、どの窓口でも真正面から受け止め、解決に向けてのプロセスを地域住民、関係機関と共有しながら課題解決にあたるように、社協内での連携を強化していくことが求められます。

## ③ 災害ボランティアネットワークと災害ボランティアセンターの円滑な立ち上げ

杉並社協の取り組みの大きな目標の一つに、支えあいの仕組みを構築しながら、誰もが支えあい、助けあいの担い手となれる地域社会を築いていくことが挙げられます。特にその中でも、団体相互に活動を理解することが、災害時においても大きな力を発揮することが考えられます。また、災害時を想定した災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練は、団体それぞれの強みを有効に活かすことが不可欠であり、日頃からの団体間のネットワークと平時における災害時を想定した訓練を強化していくことが求められます。

平成29(2017)年には、災害ボランティアセンターの運営を支えるためにNPO、関係団体、関係機関で構成する災害ボランティアネットワーク連絡会を設置しました。平時における機関・団体間の関係性を構築することを目的に、各機関・団体が持つ情報、資源、機能、役割について共有し、災害時での連携のあり方について協議、確認してきました。また令和4(2022)年には、杉並区内の各団体へ災害ボランティア活動に関するアンケートを実施し、その結果をもとにワークショップを開催し、災害時における行動様式について学習を深めました。今後もさらに災害ボランティアネットワークの強化と、区内団体同士の連携の輪を広げていくことが求められます。

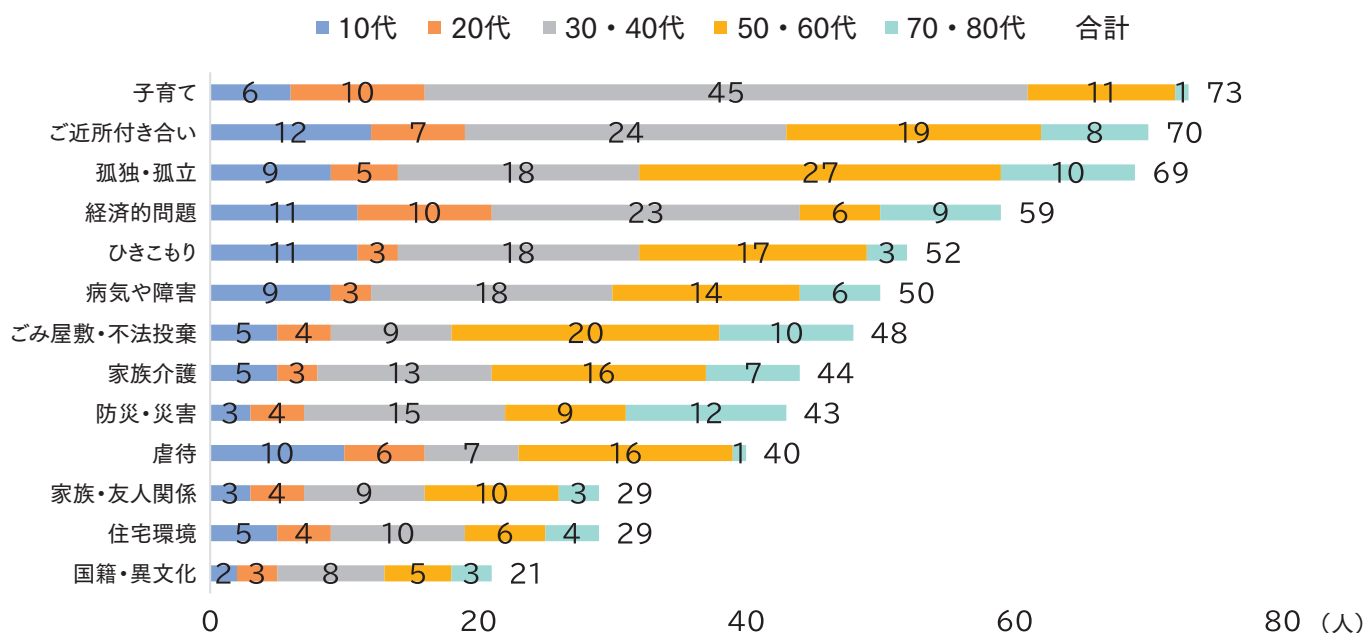
### ※災害ボランティアセンター

杉並区と杉並社協で締結されている「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づき、杉並区が震度5強以上の震災が起きた時(もしくは水害等被害状況に応じて)に設置。その機能・役割は、災害時において災害ボランティアの受け入れと被災者への災害ボランティアの紹介を行い、被災地の復旧、復興活動に携わる(P36参照)。

## (5) 区民や専門職を対象としたアンケート調査の概要と結果

杉並のまちの公的な福祉サービスでは対象とならない福祉ニーズや生活課題を把握するために、①地域活動者・区民と②相談援助に関わっている専門職（社会福祉士、保健師、ケースワーカー、介護支援専門員など）にアンケート調査を実施しました。専門職については、住民の困りごとに数多く対応している福祉専門職にアンケートをとることによって、住民の困りごとを深くとらえることができると考えました（実施期間：令和5（2023）年6月1日～6月30日／詳細は第5章資料編を参照）。アンケート結果は、地域活動者・区民から302件、専門職から115件のご回答をいただきました。

地域活動者・区民のアンケートからは、住民の困りごとの問いに対して「子育て」や「ご近所づきあい」という回答が多く、「子どもたちの居場所が少ない」、「地域の中でお互いを知る場がない」といった自由記述があり、地域のつながりや資源を求める声があることがわかりました。



### 自由記述からの抜粋

#### 「子育て」

- ・子どもたちの居場所が少なくて心配

#### 「ご近所づきあい」

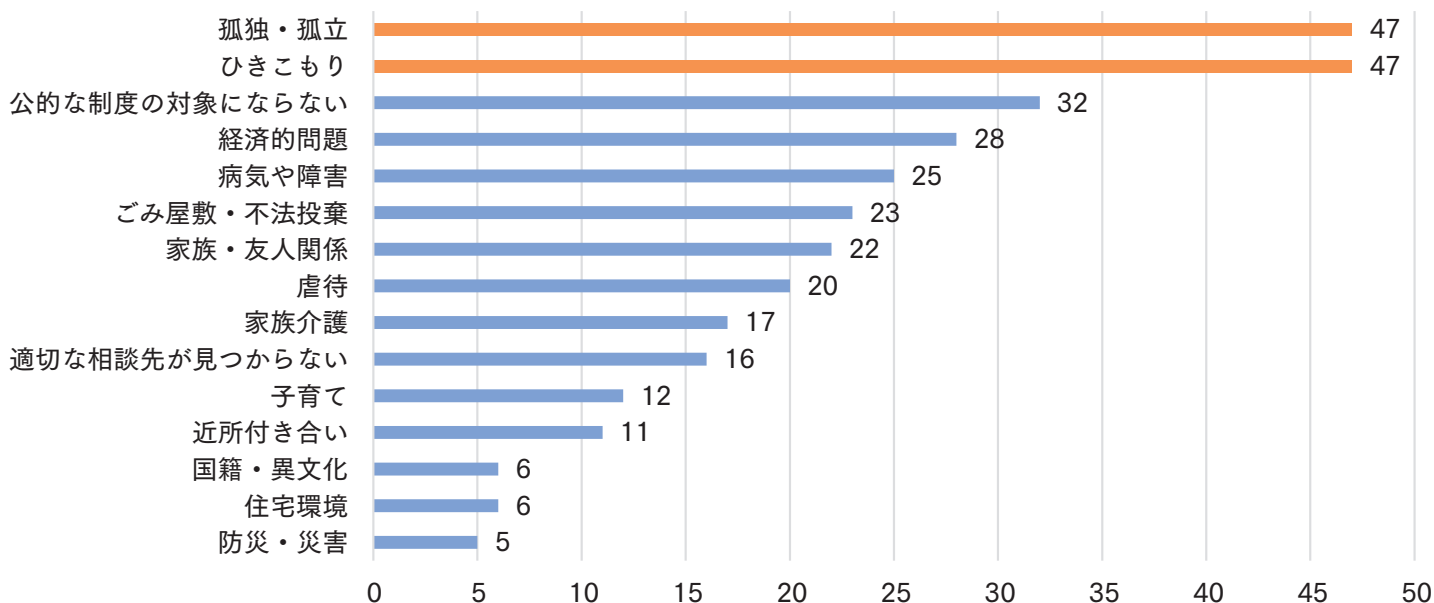
- ・地域の中でお互いを知る場が無い。縦割りに様々なサービスが存在するが、家族全体での支援を考える場がない。

#### 「孤独・孤立」

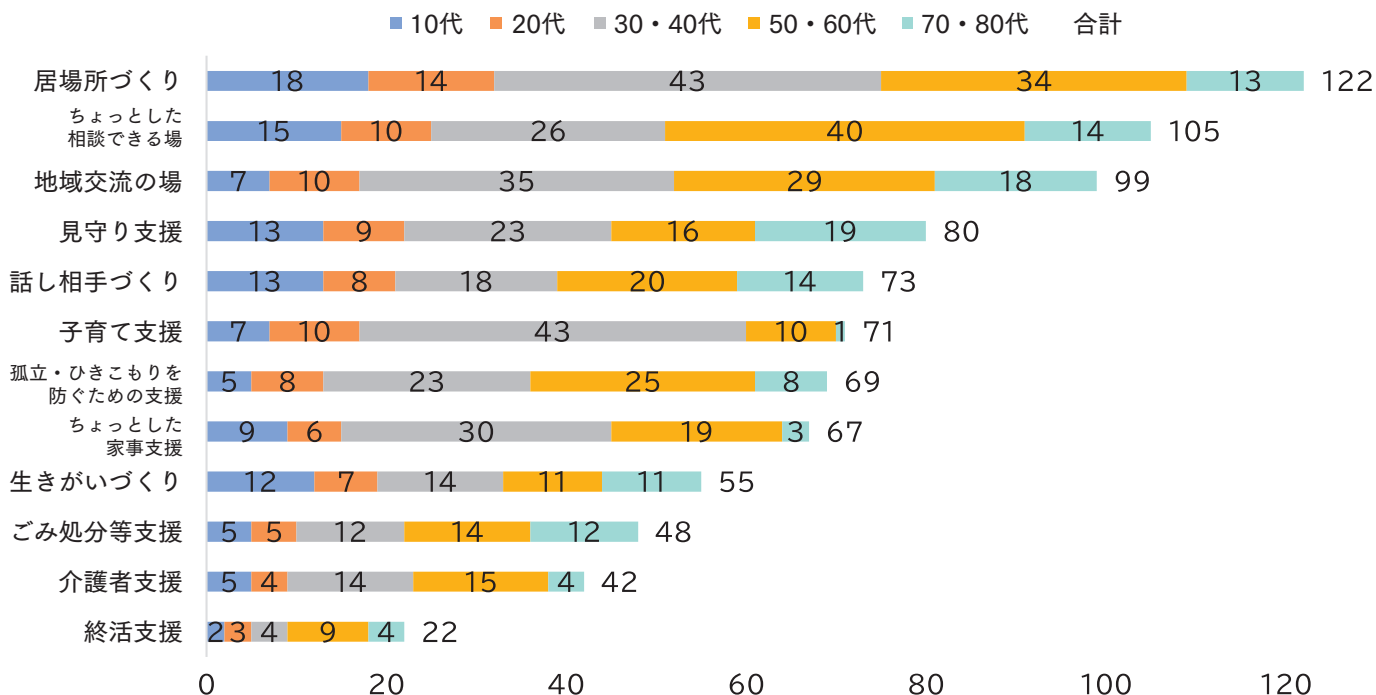
- ・ヤングケアラー問題は非常に深刻です。障害のある兄弟の介護を押し付けられて食堂に参加できない日があったり、登校できない日がある子もいます。
- ・子ども、障害者、高齢者、それぞれの制度の中で課題を検討する場（協議体等）が存在するが、それを地域の場で解決する仕組みがない。



専門職のアンケートのうち、今の社会資源で対応できないが、地域住民が抱えている困りごととは何かという問いに対しては「孤独・孤立」や「ひきこもり」という回答が多く、「それが原因で生活に支障が出ている」、「誰がどうかかわってよいのかわからない」という自由記述が多くあり、既存の制度・サービスでは対応が難しいという現状があることを認識することができました。



### 地域活動者・区民の回答



また、双方に解決できない困りごとに対してのアイデアについて質問したところ、専門職の回答は、「孤立・ひきこもりを防ぐための支援」、「ちょっとした家事支援」といった具体的な支援方策・サービスについて求める声があり、地域活動者・区民の回答には、「居場所づくり」や「ちょっとした相談できる場」、「地域交流の場」を望む声が多く、地域のつながりに着目した取り組みへの期待が大きいと受け止めました。

## (6) 杉並のまちの課題の整理

杉並区や杉並社協を取り巻く現状やアンケート結果をもとに、委員会・作業部会、杉並社協職員の議論を重ねて、杉並における地域課題を以下のように4つに整理しました。

### ① 地域とのつながりが希薄

- 困っている人がどこにいるかわかりにくい
- 孤立・ひきこもりがちな人が増えている（単身世帯の増加）
- 制度・サービスのはざままで苦しんでいる人がいる
- 災害等困ったときに助けを求めづらい
- 地域で支え合う仕組みがほしい

### ② 必要な情報が得られにくい、届けづらい

- 様々な情報はあがるが、整理されていないのでわかりづらい
- 孤立状態にある方等へ有効な情報発信の手段がない
- ご近所づきあいが減ったことで、口コミ等、活きた地域情報を得にくい

### ③ 困ったときに、どこに相談をしてよいかわからない

- 気軽に安心して相談できる場が、身近な地域にほしい
- ちょっとした困りごとを手伝ってほしい
- 外国をルーツにした方々には相談しやすい窓口が少ない
- ヤングケアラー等、若い世代の相談を受けとめる場が少ない

### ④ 地域の力を活かせていない

- 活動の担い手が少ない
- 活動する場所が減少している
- 活動したいけどきっかけがない
- 地域活動継続のための資金援助策が少ない

## 2 計画の基本理念

# お互いさまでささえあう みんなが認めあえるまち

誰もがお互いを理解し、ささえあいながら暮らすことのできる社会をつくるには、お互いの生き方、考え方を尊重し認めあえることが大切です。アンケート結果にみられるように、地域のつながりが着目されるようになった背景、孤独や孤立に陥ってしまう原因として、核家族化や共働き世帯の増加など、ライフスタイルが変化してきたことにより地縁がなくなりかけてきたこと、さらに個人と多様性の尊重により、物質的に豊かな社会が地域社会の集団としての協力や共同の必要性を減少させていったことなどが挙げられます。それは自ら積極的に行動できない人を取り残し、孤立化させ、家族というセーフティーネットすらなくなってきたことが要因といえます。さらに、この間の新型コロナウイルス感染症の拡大は、人と人との接触の回避や外出の自粛などが社会全体に求められ、コミュニケーションの機会の減少や活動の場の制限という形で、地域におけるささえあいの活動に大きな影響を与えました。

また、地域の中で深いつながりを望まない方々が増え、個人が目的に合わせて転居や移動することが当たり前になり、地域に根付かなくても生活を送ることができるように変化してきました。そのような中、周囲の人が支援の必要な状態に気づいても、声をかけ、かかわることが難しくなっています。自然に地域のつながりができない現代では、意識的につながりや居場所をつくっていく必要があることを地域活動者、生活者としての区民は気づき始めています。だからこそ、特定の階層だけにサービスや取組みを用意するのではなく、物理的にも心理的にも地域の中に「ゆるやかな」つながりをつくることが求められています。いざ支援が必要になった時に、誰かの顔を思い浮かべられる、おもいやり、やさしさをもったささえあうまちを目指していきます。

### 3 計画の目標及び事業体系図

実施したアンケートや日々の業務を通して聞き取った住民の方々の声を受け止め、地域の課題を共に解決していくために4つの目標を設定しました。その上で、目標を実現するために杉並社協の活動計画事業を体系化しました。

#### 基本 理念

お互いさまでささえあう  
みんなが認めあえるまち

#### 目標1

#### 身近な地域でささえあう、 住民のつながりづくりを推進します

- ・ 地域課題を把握し、地域に必要な課題解決に向けたささえあいの仕組みを行政とともに、地域の協力を得ながら、一緒に考えます。
- ・ 専門職が地域に出向き、困りごとを抱えている方への伴走や地域で受け止めるネットワークづくりをします。

#### 目標2

#### 地域の情報とつながる 多種多様な「場」をつくります

- ・ 誰もが気軽に安心して集える、身近な地域に居場所があることで、人との交流を通して、孤立・ひきこもり等、制度のはざまにこぼれ落ちることを防ぎます。
- ・ 興味関心やテーマに合わせた会話ができる、その人らしく過ごせる多種多様な「場」を地域住民とともにつくります。
- ・ 困った時に必要な情報が誰にでも入手できます。

#### 目標3

#### 誰もが安心して相談できる 「人」や「窓口」を増やします

- ・ 小さな悩みも相談につながるよう、身近な地域に相談窓口を増やします。
- ・ 困りごとに気づき、周囲とわかちあう力を地域で高めます。
- ・ 地域と専門職がつながり連携を深めます。

#### 目標4

#### 様々な人が地域活動に参加できるよう 環境を整えます

- ・ 思いをもった人たちが出会い、知り合い、活動につながるようコーディネートします。
- ・ 団体が仲間を増やし、活動継続できるように地域資源を活かし、情報発信やネットワークづくりをします。
- ・ 活動継続のため必要な「人・もの・お金」を有効に活用します。

# 杉並社協の活動計画事業

目標  
1

## 【新規】小地域プラットフォームづくりの推進

- ・身近な地域で地域住民や団体が「困りごと」に気づき、解決に向けて取り組んでいく仕組みづくり

## 【拡充】多様な支援のためのアウトリーチ

- ・関係機関・団体へ出向き、地域ニーズの把握
- ・積極的に必要な人がいる地域へ出向き、必要な情報やサービスの提供

目標  
2

## 【新規】身近な地域で集える「場」の推進

- ・身近な地域で、個人の課題や地域の関心事に合わせた「場」を地域団体と開設
- ・身近な地域の「場」で活かした地域情報が得られ、顔と顔がつながるきっかけづくり
- ・身近な地域で公共及び民間の空きスペースの活用のため行政・企業等への働きかけ

目標  
3

## 【拡充】地域に出向く相談機能の強化

- ・制度やサービスの「はざま」の相談に対する社協相談窓口の対応の強化
- ・地域事情に応じた出張相談会の開催
- ・地域イベントでの様々な相談窓口の周知

## 【新規】気づき・学び・わかちあう力の醸成

- ・地域の困りごとに気づき、情報提供や相談機関等につなぐことができる人の育成
- ・地域住民が困りごとを受けとめられるよう各関係団体との情報交換や学習会の開催
- ・未来を担う若い世代を対象に、地域の困りごとなどへ関心を育む福祉学習の実施

## 【充実】区内社会福祉法人・NPO法人などとの連携の強化

- ・専門性を有する社会福祉法人・NPO法人などと連携、協力し、相談対応の強化  
(介護、健康、育児等の専門職相談)

目標  
4

## 【拡充】多様な参加を生み出すコーディネート推進

- ・地域活動に参加したい人の機会を増やし、NPO・ボランティア活動につながるようなコーディネート機能の強化
- ・NPO・ボランティア、地域団体などがお互いの活動内容を共有し、つながりを深めるための機会創出
- ・デジタルツールの積極的活用と、NPO・ボランティア団体、地域団体の周知力の強化

## 【拡充】企業などと地域団体とのマッチングの強化

- ・社会貢献活動を検討している区内企業などの状況把握とニーズにマッチした活動事例の紹介
- ・地域団体などが継続的に活動、運営できるよう積極的な助成金情報の提供
- ・地域団体などの情報発信力の強化
- ・杉並区社会福祉法人地域公益活動連絡会の資源を活用できるよう地域団体などへの紹介



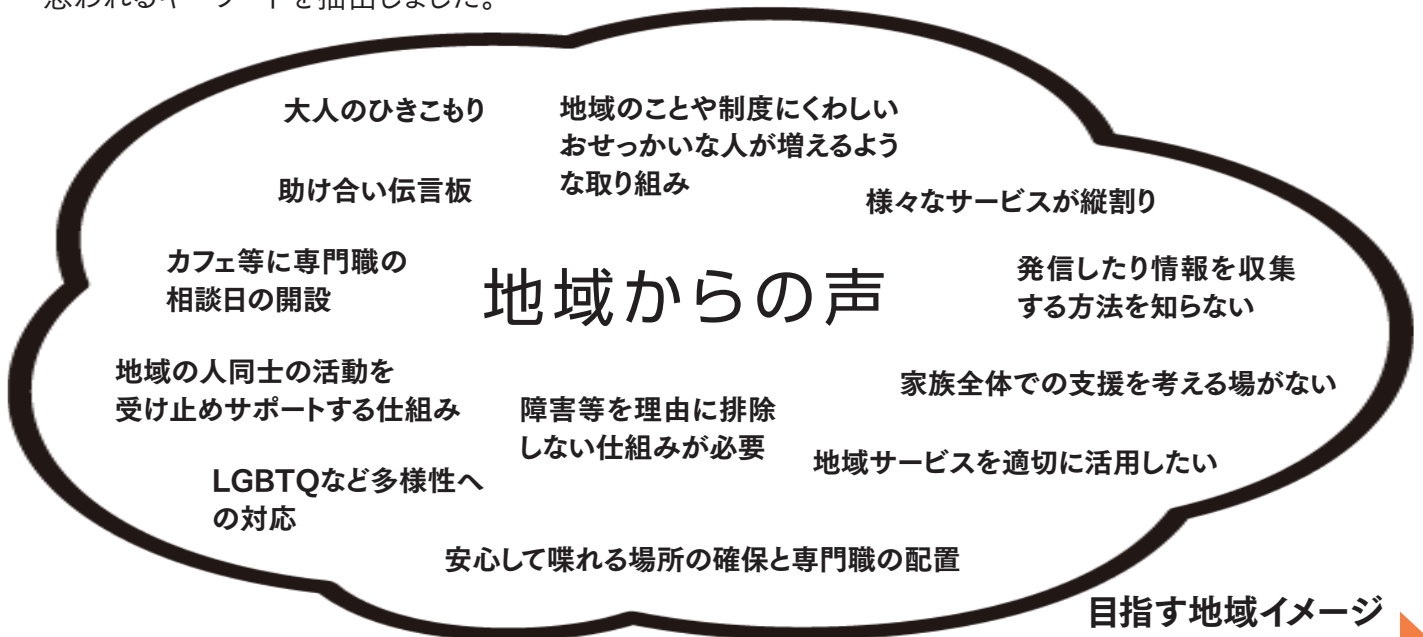
目標1

身近な地域でささえあう、  
住民のつながりづくりを推進します

家族や社会とほとんど接触のない住民が抱える多様で複雑化する困りごとに対し、制度のはざまに陥ってしまった地域課題を解決するには、個人の困りごとを地域の困りごととして一体的に支援を進めていく必要があります。地域の方々や関係機関と協力しながら支援のネットワークをつくったり、地域課題の共有や解決に向けての仕組みをつくるのが重要です。

地域からの声

アンケート・ヒアリング調査や杉並社協の日々の業務から把握した、地域住民の声から地域の課題と思われるキーワードを抽出しました。



目指す地域イメージ

【区内で取り組まれている様々な活動】

地域支え合いの仕組みづくり事業

高齢者のみならず、生活上の問題を抱える障害者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民によるささえあいと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」ささえる包括的な支援体制の構築を目指す取り組みです。その調整役を担う、地域福祉コーディネーターは地域に出向き、制度のはざまに陥ってしまった、困りごとを抱えている方への伴走支援をはじめ、地域課題を把握し、地域に必要な課題解決に向けたささえあいの仕組みを皆さんと一緒に実践に移していきます。杉並社協は2カ所（西荻窪・天沼地域）を杉並区から受託しており、今後は順次区内全域に配置する予定です。

生活支援体制整備事業

高齢者が安心して住み続けられる地域を目指し、住民主体の支え合いによる活動を推進します。区内全域を第1層圏域、地域包括支援センター（ケア24）ごとの担当区域を第2層圏域とし、それぞれに住民自らが検討する「協議体」を設置すると共に生活支援コーディネーターを配置しながら、住民主体の生活支援サービスや通いの場などのささえあいによる活動の開発、担い手の養成、多様な活動主体のネットワークづくりを行います。杉並社協は第1層圏域と第2層圏域では3カ所（南荻窪、梅里、永福）を杉並区から受託しています。



# 実現するための主な取組

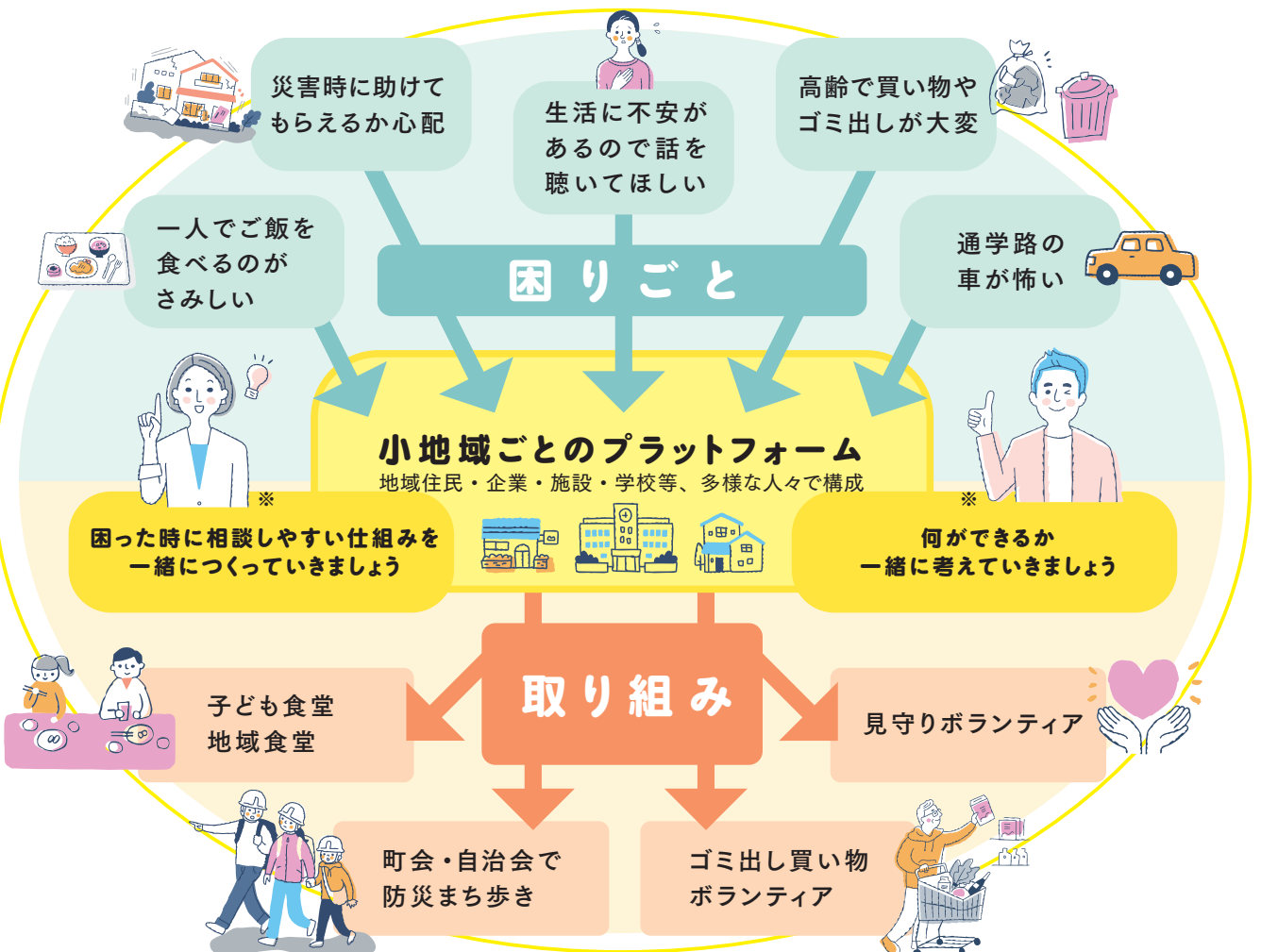
## 【社協が取り組むこと】

- ・地域福祉コーディネーターが配置された圏域で、地域懇談会などを通して、身近な地域でのつながりづくりを進めます。
- ・生活支援体制整備事業におけるケア24圏域の第2層協議体で、地域課題を地域住民とわかちあえるネットワークづくりを図ります。
- ・自ら相談することが難しい状況にある生活困窮者およびその予備軍、ひきこもりの方々や障害がある方や高齢者に対し積極的にアウトリーチ支援を行います。

## 【地域と共に取り組むこと】

- ・地域の身近な相談役である民生委員・児童委員、地域で身近な組織の町会・自治会、いきいきクラブ、障害者当事者などの地域団体と社協で連携を深め、地域の困りごとを話し合う機会をつくります。

# ささえあいの仕組みのイメージ



※地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターをはじめとした社協職員がつながりづくりを進めます。

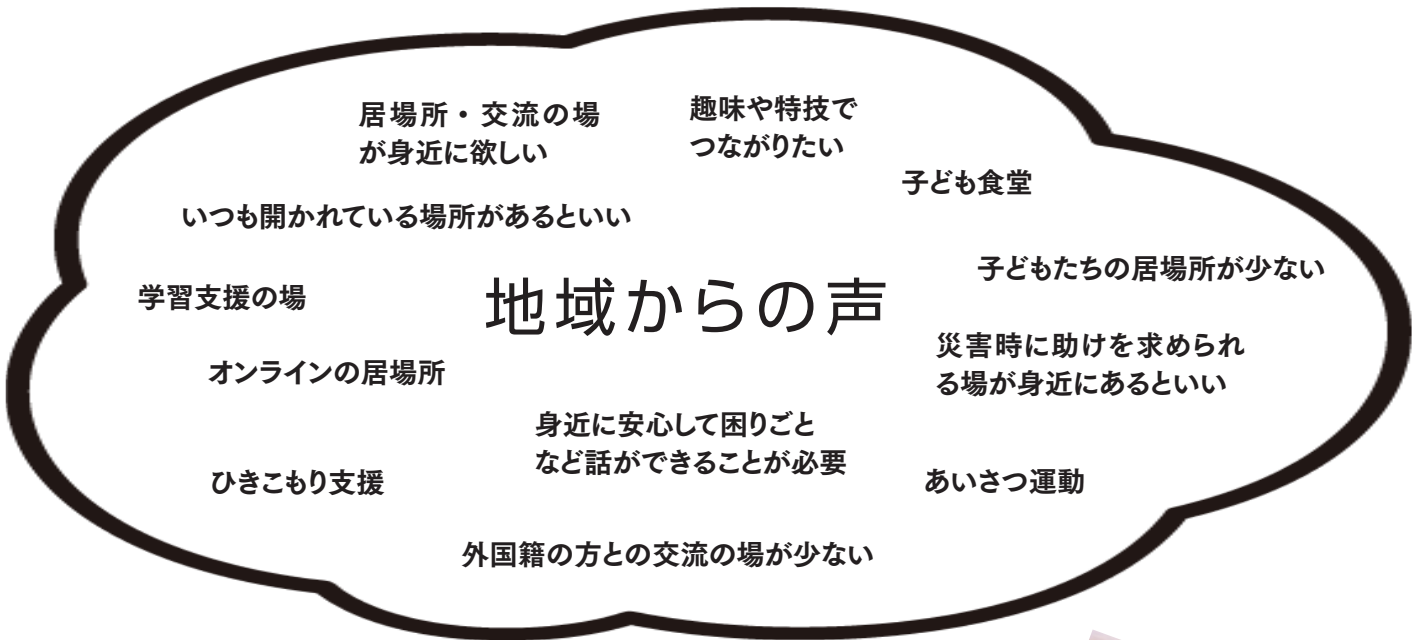
# 目標2 地域の情報とつながる 多種多様な「場」をつくります

人とつながることができる「場」は、孤立・ひきこもり等、制度のはざまからこぼれ落ちる状態になることを気づき、防ぎ、サポートする力を持っています。

「場」は困りごとを受け止める以外にも地域の力を活かすことができます。身近な地域に、居心地の良さを感じ、つながるきっかけをつくります。

## 地域からの声

アンケート・ヒアリング調査や杉並社協の日々の業務から把握した、地域住民の声から地域の課題と思われるキーワードを抽出しました。



### 地域の居場所 きずなサロン



きずなサロン 虹



ふれあいサロン きずな

## 実現するための主な取組

### 【社協が取り組むこと】

- ・個人の困りごとや課題に寄り添った居場所（障害当事者を囲むサロン等）や地域の興味関心事（災害、外国にルーツがある方との交流等）に応じた居場所を、身近な地域で開設、開催できるように支援していきます。

### 【地域と共に取り組むこと】

- ・町会・自治会、いきいきクラブ、障害者当事者などの地域団体は居場所などを通じ、困りごとを抱える人と顔と顔がつながるような関係性をつくり、理解を深めていきます。
- ・地域団体・企業などに空きスペースを活用したい人が集いあえる場の協力を求めます。

## 【区内で取り組まれている様々な活動】

### きずなサロン

きずなサロンは地域での孤立を防ぎ、見守りや助け合いの関係づくりのきっかけの場となるよう、社協の主な事業の1つとしてサロン立ち上げの相談や継続的な活動の支援をしています。ボランティアが運営している、地域の身近な集いの場として、区内に約50カ所で運営されています。

### 子ども食堂（地域食堂）

子ども食堂（地域食堂）は地域の方々が運営するボランティア団体です。学校でもない、家庭でもない、地域の居場所としての活動の輪が広がっています。社協は、杉並子ども食堂ネットワークの事務局をしており、運営者同士のゆるやかなつながりづくりのお手伝いや子ども食堂の立ち上げの相談、ご寄附の橋渡しを行っています。

### 住民参加型の助けあい活動

「ささえあいサービス事業」「ファミリーサポートセンター事業」は、地域の方に協力会員になっていただき、利用会員の家事や介護、保育の援助を行い、会員同士で支えあう仕組みです。地域福祉のツールとして利用されることで多くの人々の参加による、地域共生社会の実現に貢献しています。

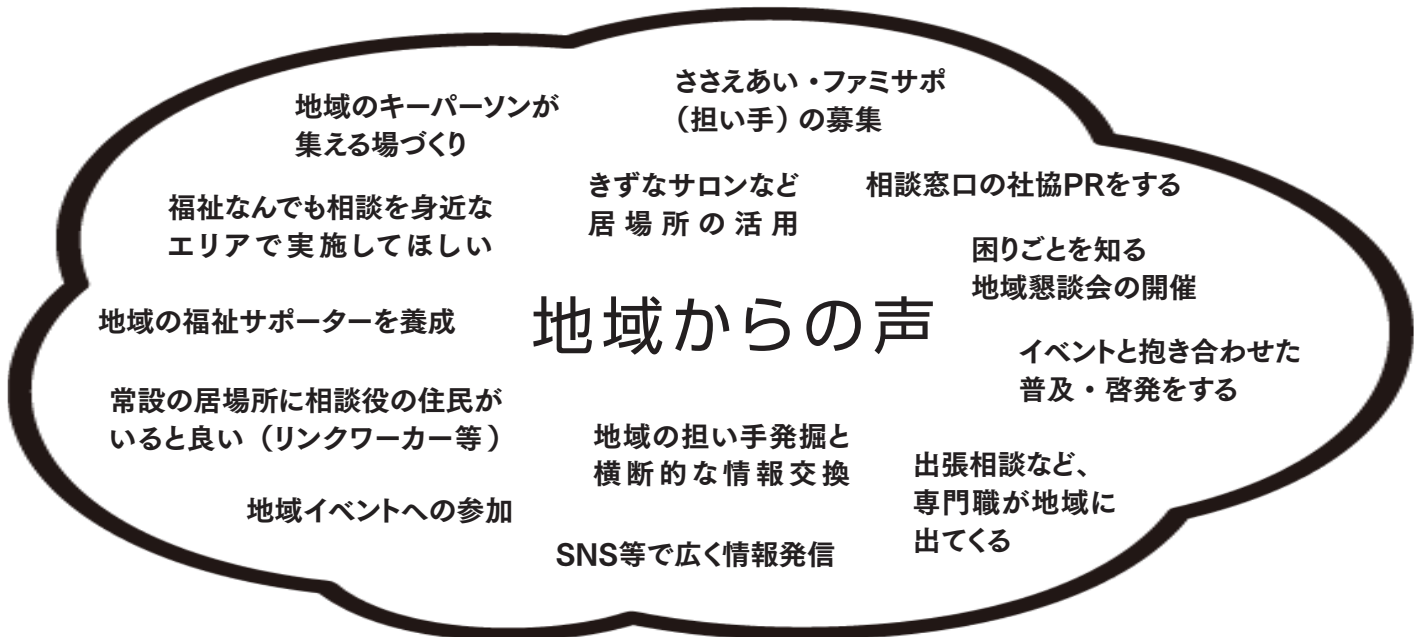
# 目標3 誰もが安心して相談できる 「人」や「窓口」を増やします

相談窓口につながるができる人がいる一方で、窓口のハードルが高いと感じて相談できない、そもそも相談できることを知らない人もいます。そのために、小さな悩みも相談につながるよう、身近な相談窓口が重要であり、困りごとに気づく力を地域で高めていくことが大切です。

必要な情報が必要な人に届くよう、受けとめる「人」や「窓口」を増やし、情報の発信と相談しやすい体制づくりを進めていきます。

## 地域からの声

アンケート・ヒアリング調査や杉並社協の日々の業務から把握した、地域住民の声から地域の課題と思われるキーワードを抽出しました。



### 福祉なんでも相談会の会場となっているまちなか・コミュニティ 西荻みなみの様子



地域福祉コーディネーターによる相談受付



ご近所における情報交換の場



## 実現するための主な取組

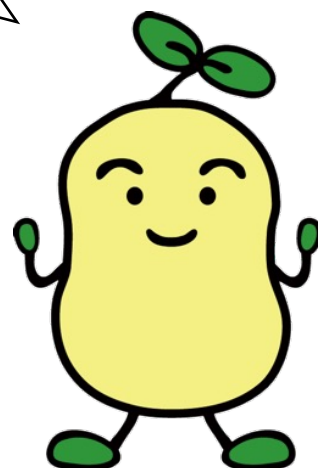
### 【社協が取り組むこと】

- ・地域の実情に応じた、幅広く相談を受け止めることができる活動を進めます（福祉なんでも相談、出張相談会）
- ・地域における身近な相談先である社協の存在感を高めるために、地域イベントなどに参加しながら、社協の役割の周知を図っていきます（ボランティア、地域活動、生活福祉、育児相談など）
- ・住民に身近な商店や企業などに相談窓口の案内、情報発信の協力の依頼をしていきます

### 【地域と共に取り組むこと】

- ・福祉への関心が高く、地域の困りごとに気づき、情報提供や相談機関につなぐ、地域の新たなキーパーソンを発掘します
- ・民生委員・児童委員や町会・自治会関係者、いきいきクラブ、障害当事者などの地域団体と地域の困りごとなどの情報交換を行い、信頼関係を深めながら、円滑な連携を進めます
- ・地域で困りごとを抱えている人の理解を深めます（NPO、ボランティア、当事者団体と学習会、懇談会）
- ・専門性を有する社会福祉法人・NPO法人などの力を地域に活用し、地域課題の解決に取り組めます（介護、健康、育児などの専門職相談）
- ・専門職同士が連携を深め、困難な相談に対して取りこぼさない体制をつくります（専門職のネットワークの構築）

様々な団体、機関と連携し「出張相談会」を実施しています。



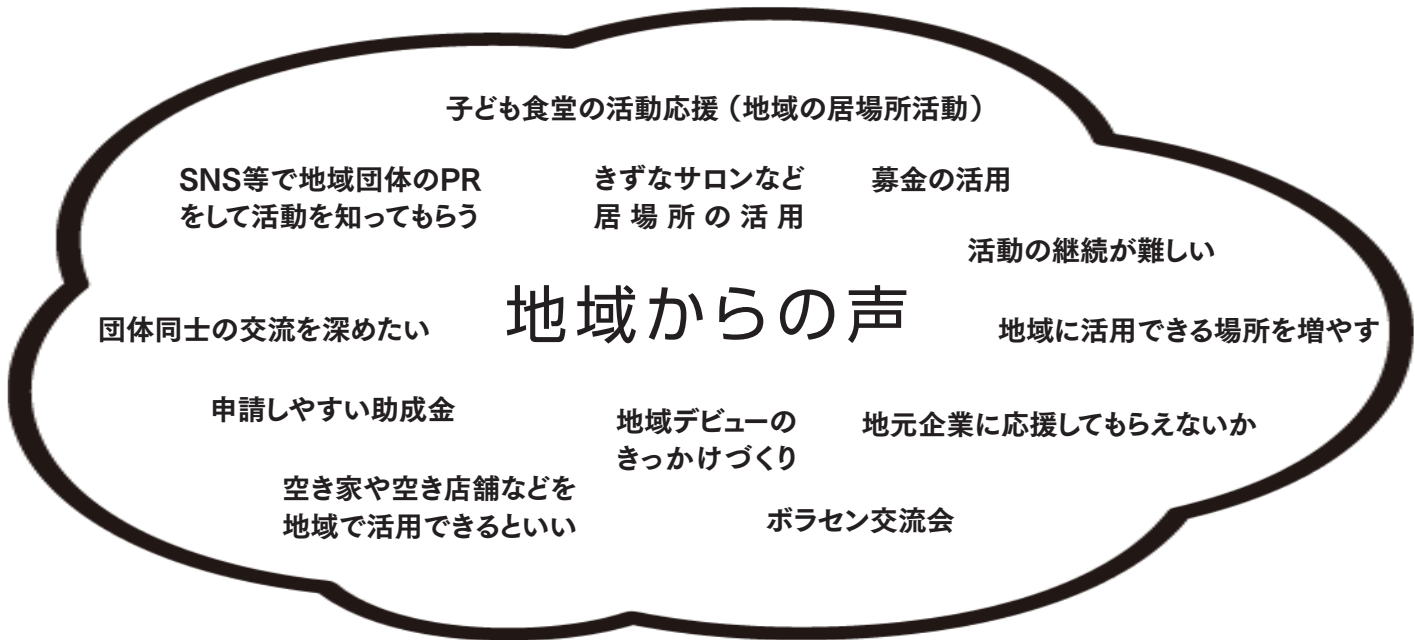
# 目標4 様々な人が地域活動に参加できるように環境を整えます

「地域がこうなったらいいのに」「こんなことがしたい」と思いを持ち活動したい方、行動している方が多くいます。しかし、思いはあっても活動を継続するためには様々なサポートが必要です。

仲間を増やし、地域の資源を活かすため、情報発信やネットワークづくりが大切です。地域の力が十分に発揮でき、参加しやすい環境を整えます。

## 地域からの声

アンケート・ヒアリング調査や杉並社協の日々の業務から把握した、地域住民の声から地域の課題と思われるキーワードを抽出しました。



## ボランティア参加のすそ野を広げる！「ボランティア講座」の様子





## 実現するための主な取組

### 【社協が取り組むこと】

- ・多様なボランティア団体などと参加したい人をつなぐ取組を強化します
- ・子どもや若者、パパ・ママ、在勤者、定年退職者等が住み慣れた場所で地域活動デビューができるような、きっかけづくりをします
- ・地域活動の立ち上げや継続を応援する仕組みを強化します（助成金、寄附募金の活用方法）。あわせて助成金の原資となる募金活動や寄附活動に力を入れます

### 【地域と共に取り組むこと】

- ・ボランティア団体、NPO、地域団体などがお互いの活動を知り、交流することで、団体同士のつながりを深めネットワークをつくります
- ・ホームページやSNSなどを活用して地域団体のPRをします
- ・区内企業団体などの社会貢献活動への想いを確認しながら、地域における課題解決に取り組んでいる活動を紹介し、寄附などにつなげていきます
- ・杉並区社会福祉法人地域公益活動連絡会（すぎなみ社福連）が保有する専門性などを地域活動へ活用できるよう、地域につないでいきます（空スペースの提供、機材の貸出）

※杉並区社会福祉法人地域公益活動連絡会（すぎなみ社福連）

区内の社会福祉法人が相互に情報交換を行い、連携と協働により地域公益活動に取り組むために設立した連絡会です。地域の皆様に施設や物品、を“無料で提供・貸出”を行ったり、出前講座、専門相談なども行っています（P36参照）。

## 子ども食堂（地域食堂）の状況



集まった寄附（食材）



配食の活動

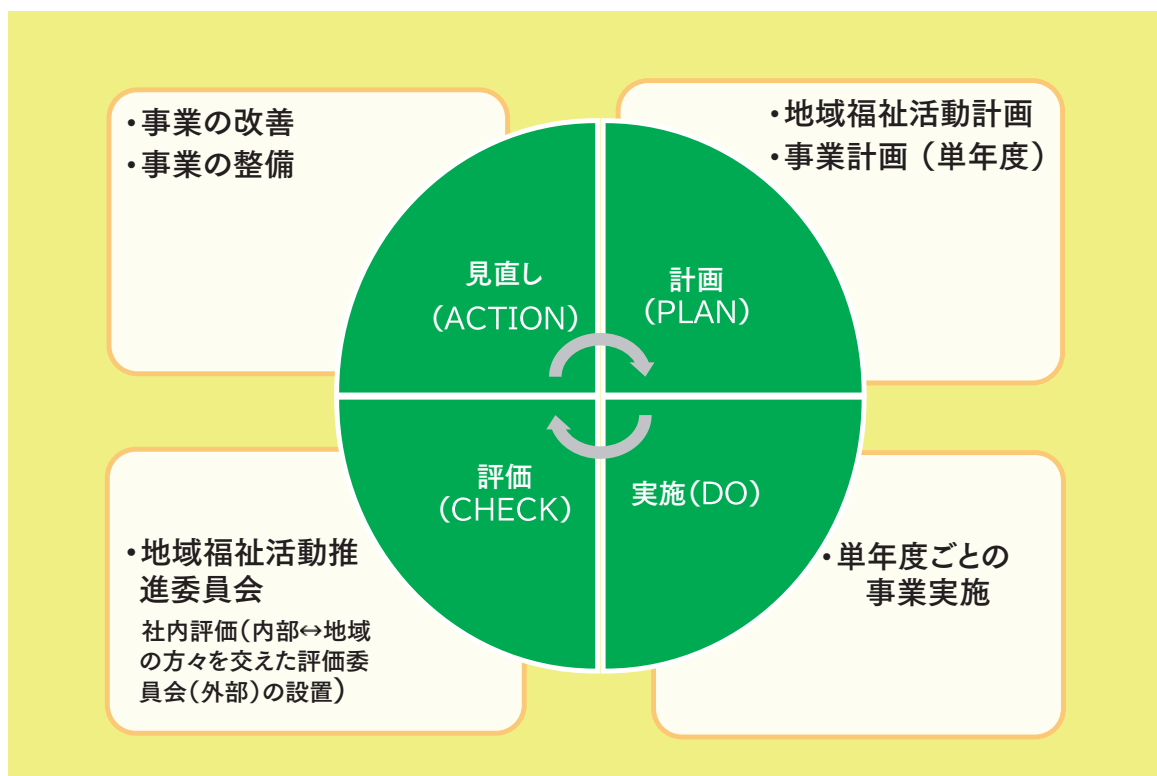


杉並子ども食堂ネットワーク  
リーフレットの作成

## 第4章 計画の進行管理

活動計画を推進していくにあたっては、進捗や成果等の達成状況を毎年把握するとともに点検と評価を行います。なお必要に応じ取組内容の見直しなど目指す姿に近づけるよう実効性を高めていきます。

### 進行管理のサイクル



### (仮称) 地域福祉活動推進委員会設置について

理事会の下に「(仮称) 地域福祉活動推進委員会」を設置し、町会自治会関係者、民生委員児童委員協議会の関係者、福祉事業に携わる者等の他、福祉行政機関の職員、学識経験者等をメンバーに、半期ごとに委員会を開催し事業の点検と評価にあたっていく予定です。

# 資料編

## アンケート 調査結果

### 1 専門職向けアンケート 調査結果

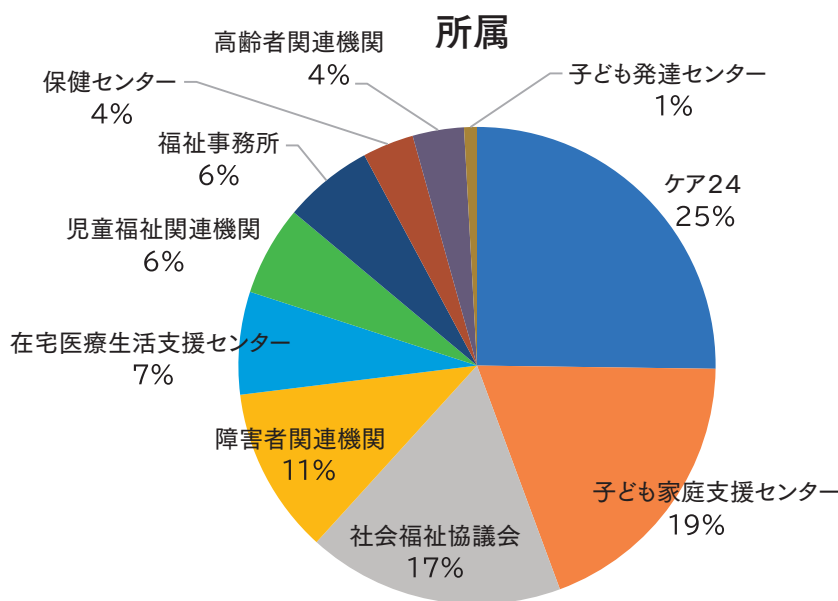
【目的】 杉並区の地域課題や制度・サービスの狭間のニーズを把握するため、日頃から地域福祉に関わっている専門職や地域住民の方々へ、アンケート調査を実施する。アンケート集計結果から課題解決策について考察し地域福祉活動計画に反映する。

【対象】 行政機関（相談機関）及び区内福祉関係機関・団体等

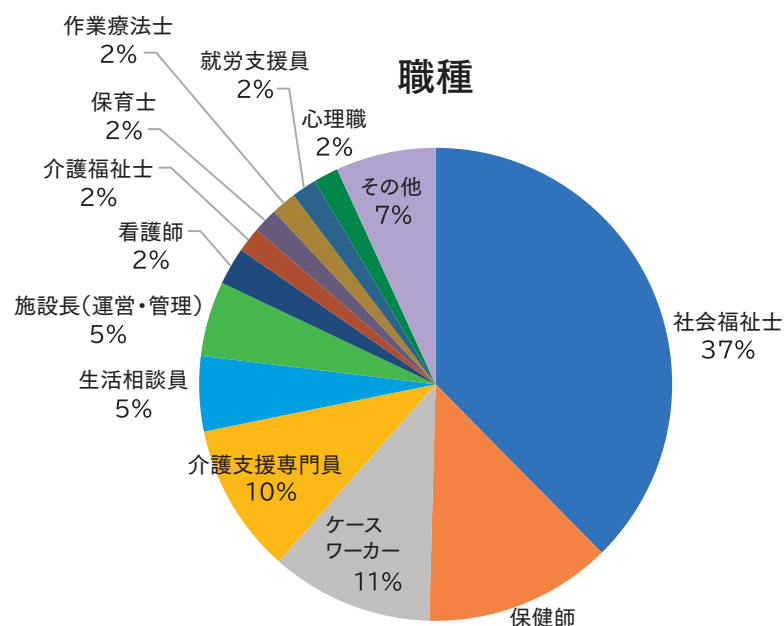
【調査方法】 回答フォームをメール送付

【調査期間】 令和5年6月1日～令和5年6月30日

【回答件数】 それぞれの団体から115件の回答を得た。



- ・ケア24 29件 (25.2%)
- ・子ども家庭支援センター 22件 (19.1%)
- ・社会福祉協議会 20件 (17.4%)
- ・障害者関連機関 13件 (11.3%)
- ・在宅医療生活支援センター 8件 (7%)
- ・児童福祉関連機関 7件 (6.1%)
- ・福祉事務所 7件 (6.1%)
- ・保健センター 4件 (3.5%)
- ・高齢者福祉関連機関 4件 (3.5%)
- ・子ども発達センター 1件 (0.9%)

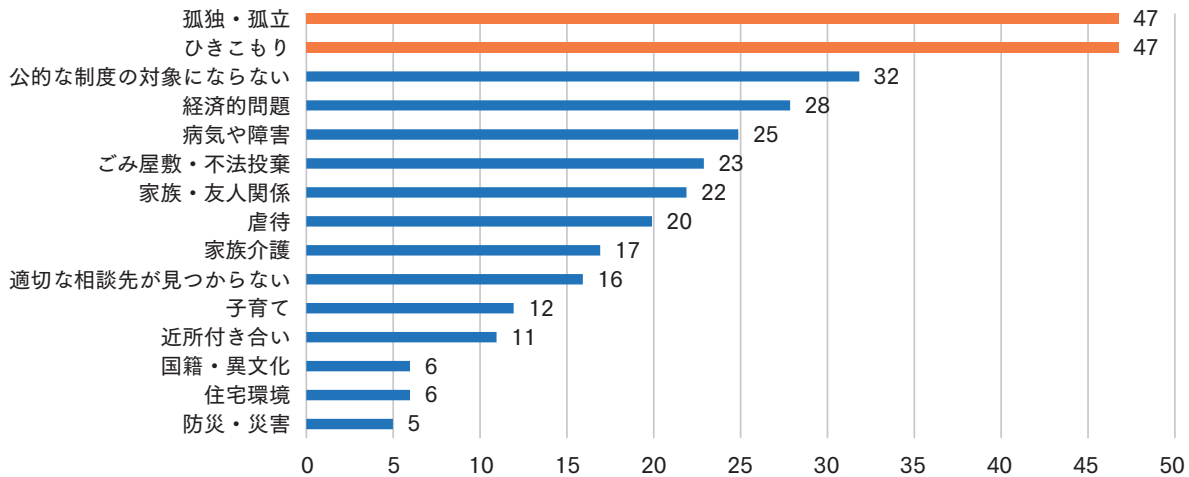


- ・社会福祉士 44件 (38.3%)
- ・保健師 15件 (13%)
- ・ケースワーカー 13件 (11.3%)
- ・介護支援専門員 12件 (10.4%)
- ・生活相談員 6件 (5.2%)
- ・施設長(運営・管理者) 6件 (5.2%)
- ・看護師 3件 (2.6%)
- ・介護福祉士 2件 (1.7%)
- ・保育士 2件 (1.7%)
- ・作業療法士 2件 (1.7%)
- ・就労支援員 2件 (1.7%)
- ・心理職 2件 (1.7%)

精神保健福祉士/地域家庭支援専門相談員/臨床心理士・公認心理師/生活支援コーディネーター/栄養士/社会福祉協議会事務/生活支援員/児童指導員 各1件(0.9%)

回答が多かった所属割合は、ケア24が29件 (25.2%)、子ども家庭支援センター22件 (19.1%)、障害者関連機関13件 (11.3%) となった。職種については社会福祉士44件 (38.3%)、保健師15件 (13%)、ケースワーカー 13 (11.3%) が多かった。

**問1 日頃の業務から感じる、今の社会資源では対応できないが支援等が必要と思われる、地域住民が抱えている困りごとを教えてください。**



**自由記述からの抜粋**

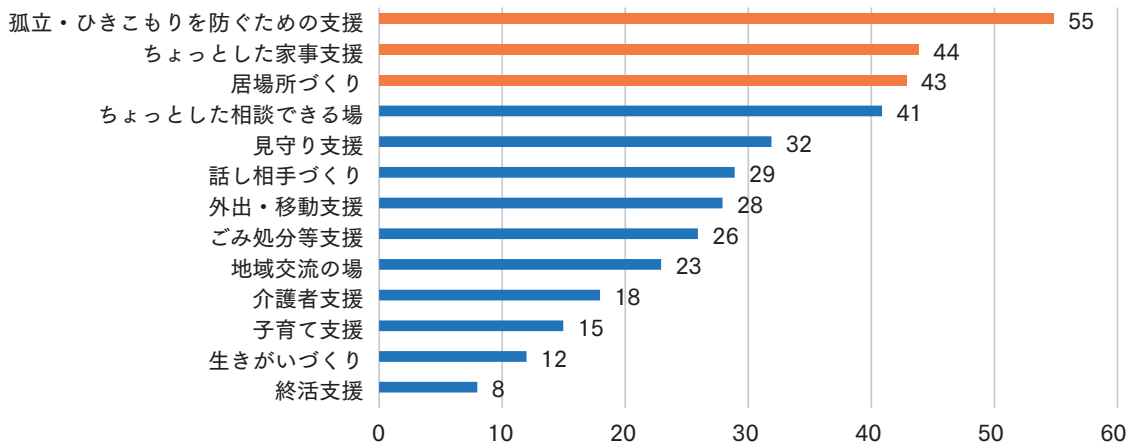
**「孤独・孤立」について**

- ・本人は気づいていない、望んでいない、という状態でも、客観的に見ると孤立や孤独が原因で生活に支障が出ている人がたくさんいる。
- ・高齢者と同居されている引きこもりがちな、8050の50の方の孤独・孤立。

**「ひきこもり」について**

- ・公的な制度には当てはまらないが、何かしらの支援が必要なご家庭について、誰がどうかかわっていくのか難しい。
  - ・ひきこもりの方に対して、家族からの相談から支援を試みたが、訪問を重ねても全く会うことはできず、支援の難しさを感じた。
  - ・社会参加に向けての居場所、本人と一緒に行動してくれる方がいると良い。
- 各専門職が関わりながらも、対象者とつながることの難しさや必要な支援につながりづらい現状がわかる。また専門職同士の連携が促されるような、ネットワークを必要としている。

**問2 解決できずに困っている課題に対して“こんな取り組みやサービスがあったら良い”と思う、アイデア等ありましたら、お聞かせください。**



**自由記述からの抜粋**

**「孤立・ひきこもりを防ぐための支援」**

- ・家族から孤立している場合や孤独の方の求めに応じていくには、いつも開かれている場所があればと思います。
- ・農業と福祉が連携し、地域のイベントを行ったり、ひきこもりがちな方々が農業を通して交流を持ち、達成感を得ることのできる仕組みがあるとよい。

**「ちょっとした家事支援」**

- ・公的サービスにはなじまない家事支援が必要な人は多い。

**「居場所づくり」**

- ・誰もが気軽に集まれる居場所、交流の場が生活圏域にあるとよい。
- ・ひきこもりの方が安心して過ごせる場があるとよい。

### 問3 現在、他の機関や団体と連携が取れていると感じていますか？ 現在の連携度および今後の連携の必要度について教えてください。

専門職に他機関や団体との「現在の連携度」と「今後の連携の必要性」を4つの選択肢から回答してもらい、チェックした選択肢を点数化し、回答者数を足しあげ平均値を算出しました。下記の表は、回答数の多かった上位4機関を抜粋し、「現在と今後の連携度の差が大きい」順に並べています。この設問では、機関・団体同士の連携の傾向を捉えることを想定していましたが、調査結果に必要な回答母数の違い、各機関の活動内容の違いによる回答の偏り等の理由から、一定の傾向を捉えることが困難となり、分析に至ることができませんでした。

その上で、上位4機関の専門職が必要としている連携の傾向について、下記のとおり示しました。

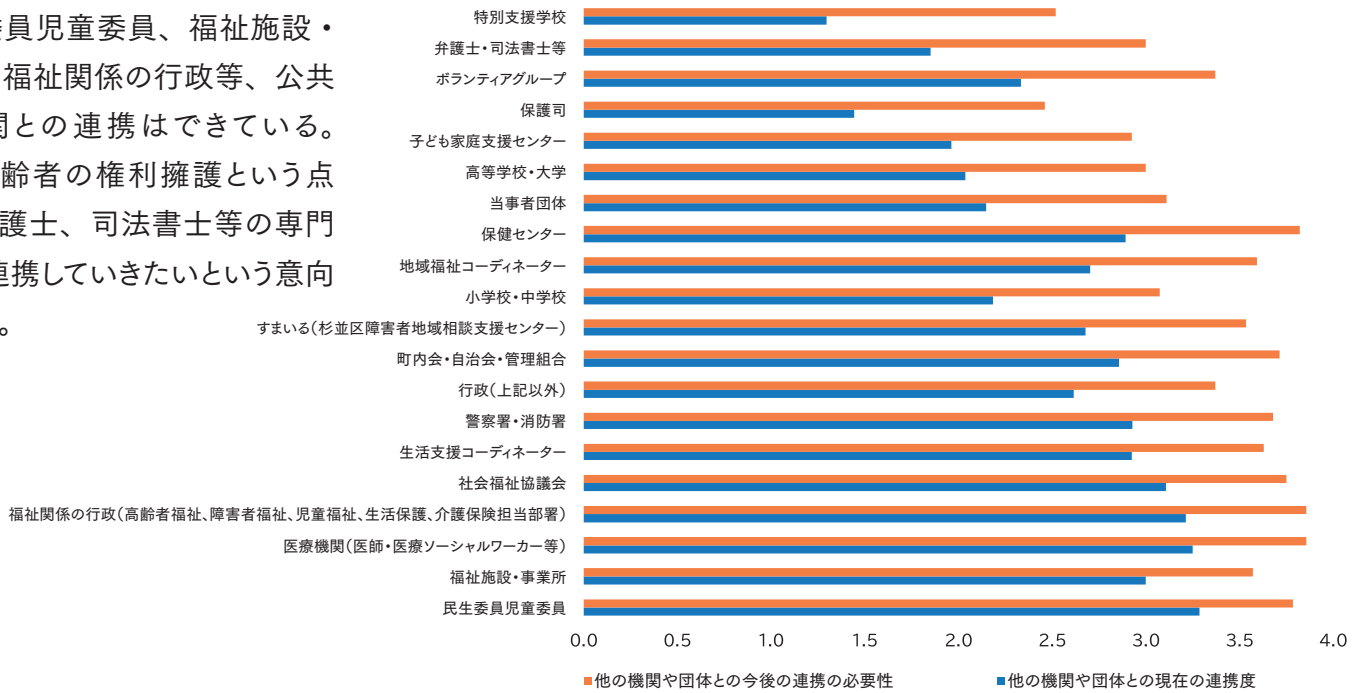
オレンジ■：他の機関や団体との今後の連携の必要性

ブルー■：他の機関や団体との現在の連携度

#### 【法律関係者等との連携】

民生委員児童委員、福祉施設・事業所、福祉関係の行政等、公共的な機関との連携はできている。また、高齢者の権利擁護という観点から、弁護士、司法書士等の専門職とより連携していきたいという意向が伺える。

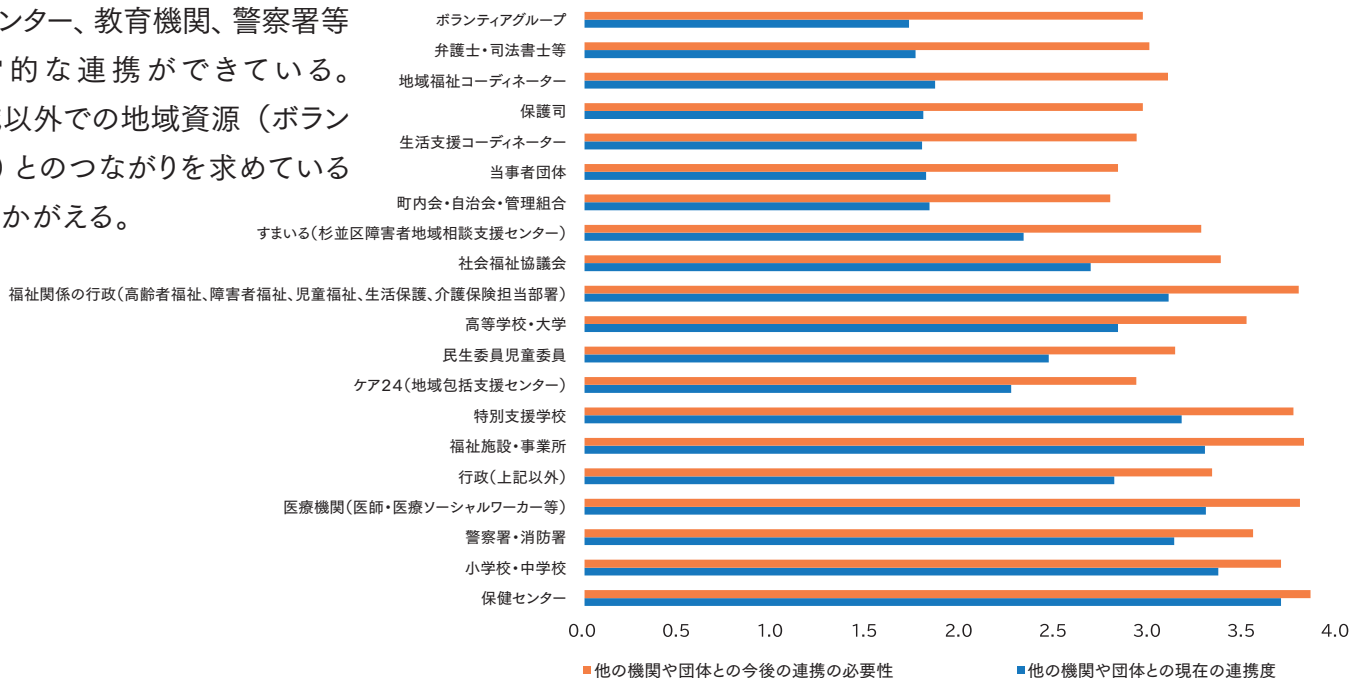
#### ケア24(29件25.2%)



#### 【地域資源との連携】

保健センター、教育機関、警察署等とは日常的な連携ができている。児童領域以外での地域資源（ボランティア等）とのつながりを求めている傾向がうかがえる。

#### 子ども家庭支援センター(22件19.1%)



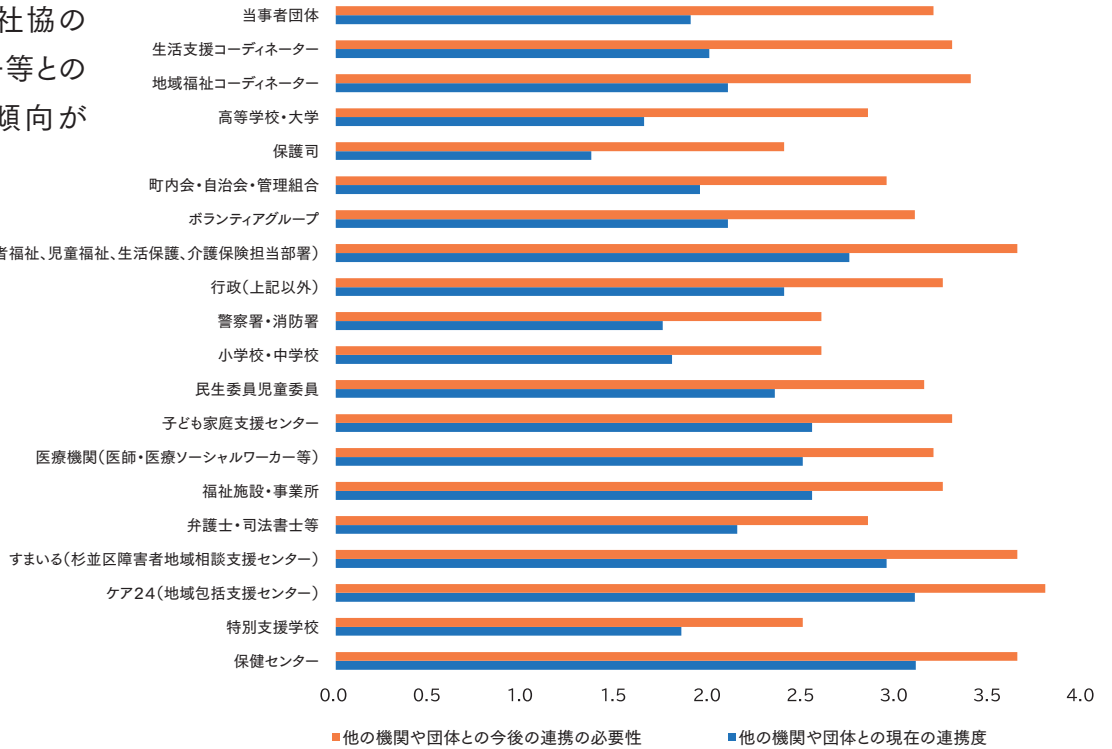


## 【コーディネーター等との連携】

行政機関等とは日常的な連携はできている。ケア24の生活支援コーディネーター、社協の地域福祉コーディネーター等との連携を深めていきたい傾向がうかがえる。

福祉関係の行政(高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活保護、介護保険担当部署)

### 社会福祉協議会(20件17.4%)

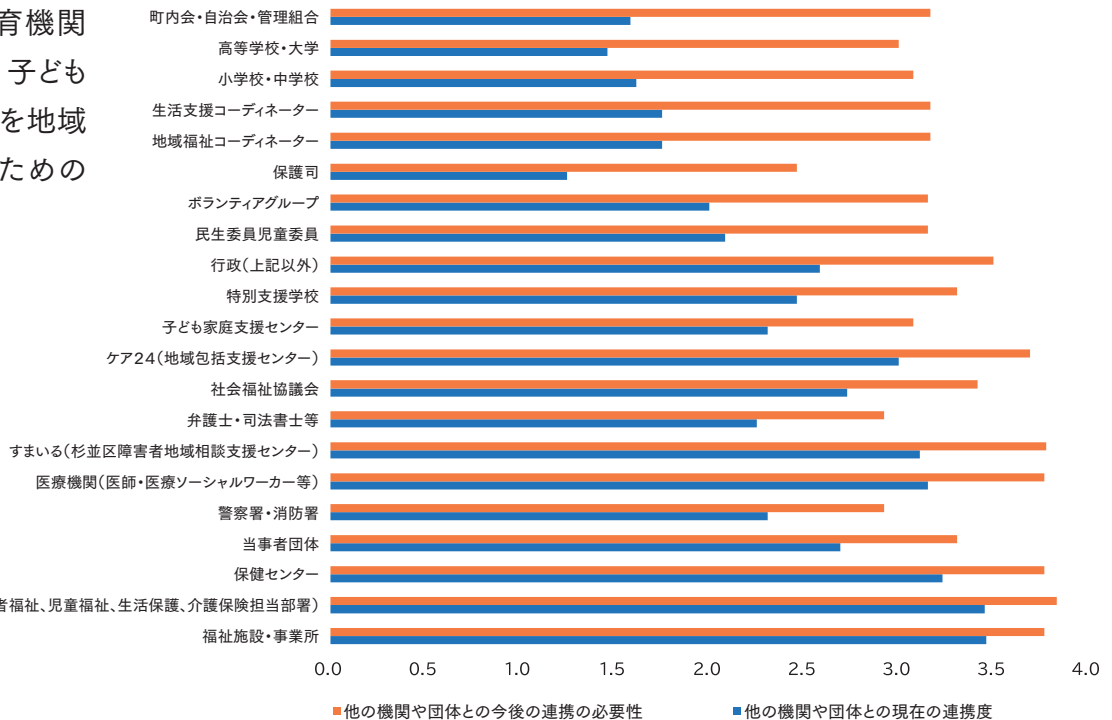


## 【地域組織、教育機関との連携】

町内会・自治会・管理組合の地域組織、高等学校・大学、小学校・中学校等の教育機関との連携を深めることで、子どもから大人までの成長過程を地域で受けとめ、支えていくための期待度がうかがえる。

福祉関係の行政(高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活保護、介護保険担当部署)

### 障害福祉関連(13件11.3%)





## 2 区民・活動者向け「地域をよくするためのアンケート」調査

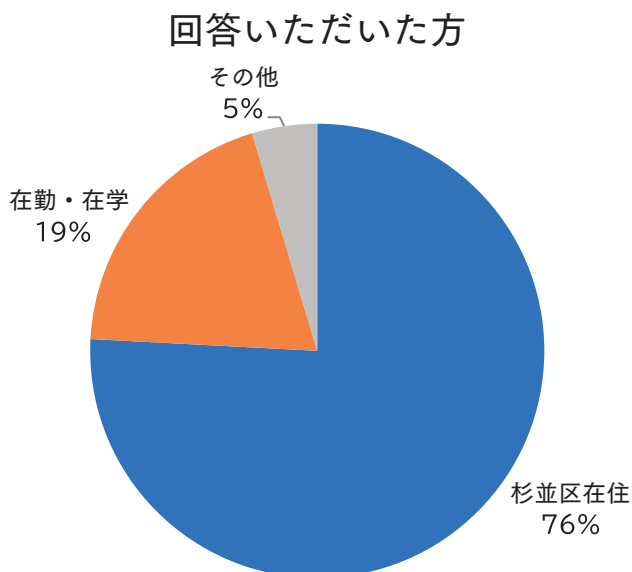
【目的】 杉並区の地域課題や制度・サービスの狭間のニーズを把握するため、日頃から地域福祉に関わっている専門職や地域住民の方々へ、アンケート調査を実施する。アンケート集計結果から課題解決策について考察し地域福祉活動計画に反映する。

【対象】 地域団体・住民等

【調査方法】 社協ホームページ・Facebook、ボランティアセンターホームページ、ヒアリングを通じて、回答フォームを配布

【調査期間】 令和5年6月1日～令和5年6月30日

【回答件数】 それぞれの団体から302件の回答を得た。



### ご所属（関わっている活動などあればご記入ください）

【障害児者関係】

障害児者当事者団体/障害児者支援事業所/障害児者支援団体

【高齢者関係】

ケア24(地域包括支援センター)/高齢者支援事業所/高齢者支援団体/見守り支援活動者(あんしん協力員)

【児童関係】

子ども食堂/子育てサロン

児童支援団体・児童館ボランティア

【ボランティア・地域活動団体】

サロン・居場所/町会自治会/地域活動団体

【教育関係】

PTA、CS、区内大学

【医療関係】

保健センター/クリニック/保健センター関係団体

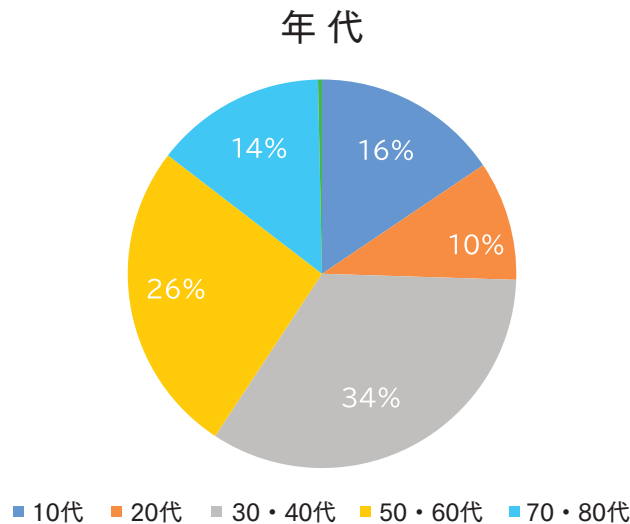
【杉並社協事業関係】

あんしんサポート支援員/ささえあいサービス協力会員

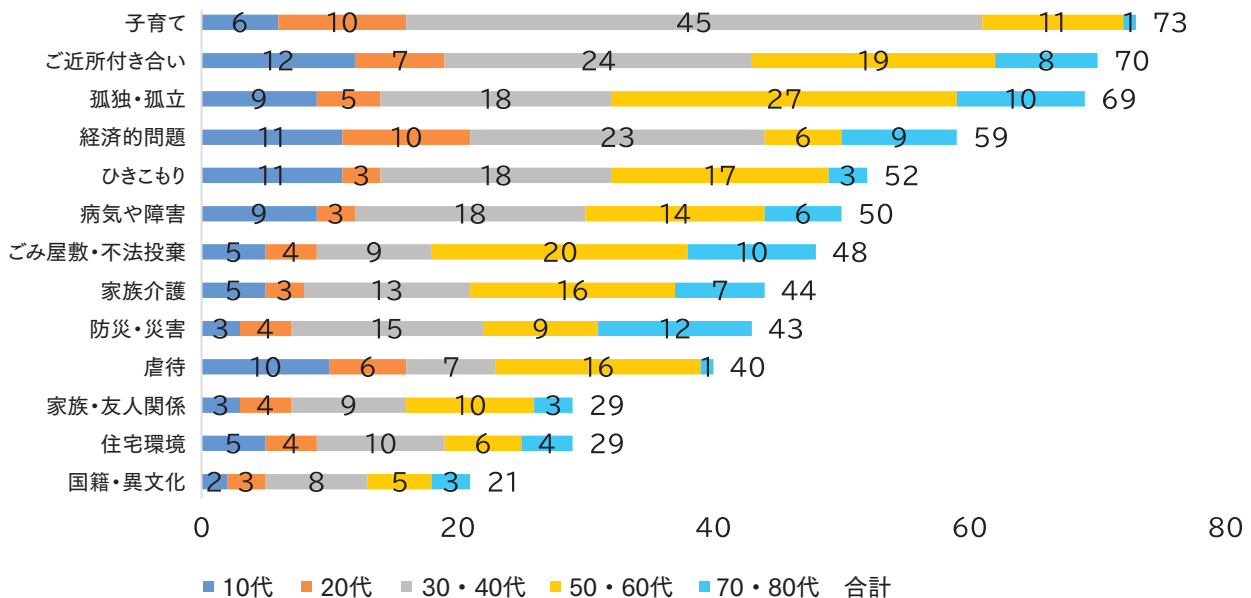
【その他・まちづくり】

民生委員児童委員/地域区民センター協議会/中間支援組織/まちづくり支援団体/NPO法人/幼稚園関係/生協/災害支援団体/区議会

当てはまる年代にチェックをしてください。



問1 日頃の生活から制度やサービスでは対応できないと思われる地域（社会）の困りごとがあれば教えてください。



## 自由記述からの抜粋

### 「子育て」

- ・子どもたちの居場所が少なくて心配

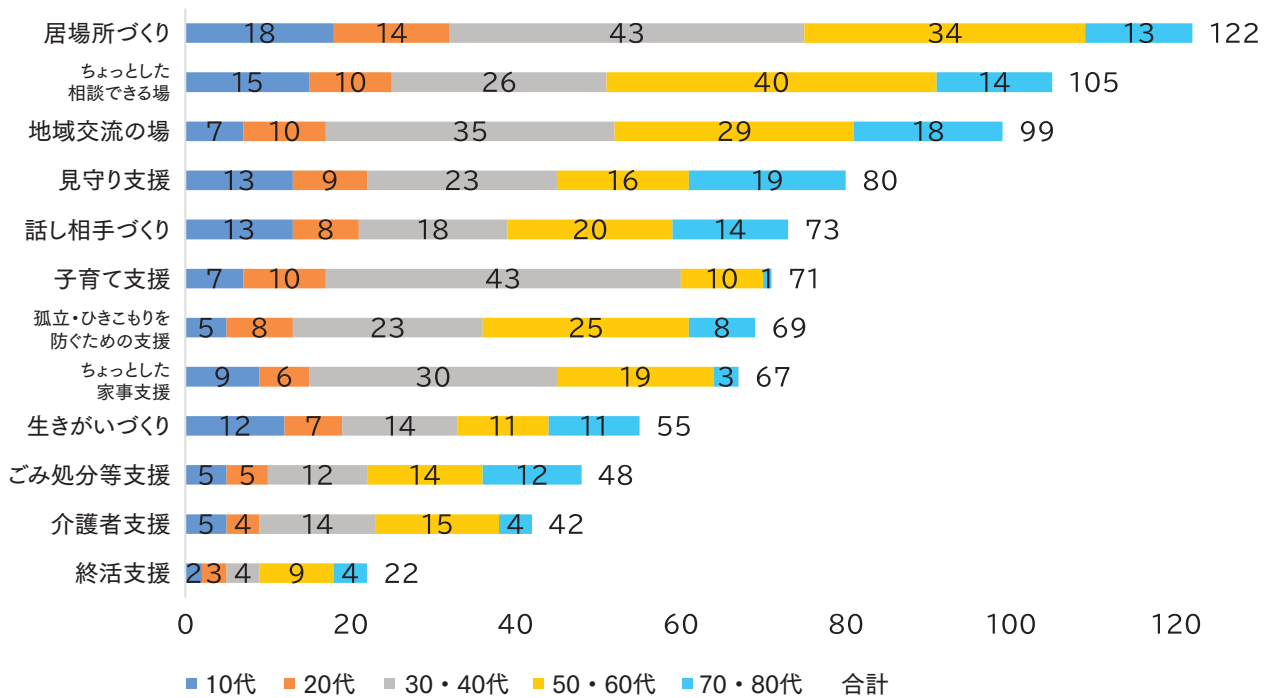
### 「ご近所付き合い」

- ・地域の中でお互いを知る場が無い。縦割りに様々なサービスが存在するが、家族全体での支援を考える場が無い。

### 「孤独・孤立」

- ・ヤングケアラー問題は非常に深刻です。障害のある兄弟の介護を押し付けられて食堂に参加できない日があったり、登校できない日がある子もいます。
- ・子ども、障害者、高齢者、それぞれの制度の中で課題を検討する場（協議体等）が存在するが、それを地域の中で解決する仕組みが無い。

**問2 解決できない困りごとに対して“こんな取組みがあったら良い”と思う、アイデア等ありましたら、お聞かせください。**



**自由記述からの抜粋**

**「居場所づくり」「ちょっとした相談できる場」「地域交流の場」**

- ・ 地域の中で安心して困りごと含めて話ができる場が必要。そして、そこから生まれたアイデアが実現していける仕組みづくり。
- ・ 高IQ児童生徒、とその保護者のための学びの場や居場所。
- ・ 障害をもつ子どものケア支援。
- ・ スーパーやコンビニなどに相談窓口を案内。
- ・ 地域ごとの相談窓口、お知らせがあると助かる。
- ・ ひきこもり、関係を作って外に出る習慣をつける過程でお手伝い、抱え込まなくて良いこと、地域で協力するという姿勢。
- ・ 障害があってもなくても子どもも大人も老人も国籍が異なる人も同じ空間(公園や施設など)を譲り合って使えるような仕組み。
- ・ カフェやレストラン、無料の居場所利用ができる仕組み、ケア24の方や、地域の保健師、助産師、保育士、助け合い伝言板があって、“こんなこと、お手伝いできます” “こんなこと、お願いしたい。相談したい”等のマッチング。
- ・ 勉強ができたり、子育て世代であれば外出中にひと休憩、談笑したりお茶したりなどができる場所。

# 杉並区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人杉並区社会福祉協議会（以下「社協」という。）が杉並区地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、杉並区地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織、運営その他必要な事項について定める。

## (所掌事項)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区地域福祉活動計画(案)の策定
- (2) その他策定に必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 町会・自治会に所属する者
- (2) 民生児童委員
- (3) ボランティアグループ等に所属する者
- (4) 住民組織・地域づくり関係に所属する者
- (5) 福祉事業に携わる者
- (6) 社会福祉に関して識見を有する者
- (7) 福祉行政機関の職員
- (8) 杉並区社会福祉協議会理事会に所属する者
- (9) その他会長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員会の委員の任期は、活動計画の策定が終了するまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長及び副委員長は委員のうちから社協会長が指名する者をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

## (事務局)

第7条 委員会の事務局は、杉並区社会福祉協議会事務局内に置く。

## (部会)

第8条 計画策定に必要な調査検討等を行うため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は委員長が指名し、委員長が招集する。
- 3 部会は次のことを行う。
  - (1) 杉並区における地域課題の現状、調査および分析
  - (2) その他委員会からの付託事項

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年2月3日から施行する。

# 地域福祉活動計画策定委員会作業部会設置要領

## (趣旨)

第1条 社会福祉法人杉並区社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱(以下「要綱」という。)  
第8条第1項に定める地域福祉活動計画策定委員会作業部会(以下「部会」という。)の運営については、  
この要領に定めるところによる。

## (所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。  
(1) 杉並区における地域課題の現状、調査および分析  
(2) その他委員会からの付託事項  
2 部会は、前項により行った経過及び結果を策定委員会に報告する。

## (部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置く。  
2 部会長は、部会員による互選とし、副部会長は部会員の中から部会長が指名する。  
3 部会長は部会を代表して会務を総括する。  
4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

## (庶務)

第5条 部会の庶務は、地域支援課において処理する。

## (委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和5年4月14日から適用する。

# 杉並区地域福祉活動計画策定委員会の開催経緯

## 策定委員会

	開催日	主な議題
1	令和5年 4月14日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 委員長・副委員長の選任</li><li>○ 「杉並社協地域福祉活動計画」の目的と位置づけ等</li><li>○ 杉並区の現状と課題</li><li>○ 部会委員の選出</li></ul>
2	令和5年 8月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ アンケート調査結果について</li><li>○ 杉並のまちの現状と課題について</li><li>○ 基本理念及び取組み目標について</li></ul>
3	令和5年10月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域福祉活動計画(案)について</li></ul>
4	書面開催	<ul style="list-style-type: none"><li>○ パブリックコメントの報告について</li><li>○ 地域福祉活動計画(案)について</li></ul>

## 部会

	開催日	主な議題
1	令和5年 5月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 部会長・副部会長の選任</li><li>○ ゴールイメージと予定の確認</li><li>○ アンケートについて</li></ul>
2	令和5年 8月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ アンケート調査結果及び意見交換</li><li>○ 杉並のまちの現状と課題について</li></ul>
3	令和5年 9月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域福祉活動計画(案)について</li></ul>

## パブリックコメント

募集期間	令和6年1月4日(木)～令和6年1月22日(月)
提出件数	返送数：7件 意見数：17件



## 杉並区地域福祉活動計画策定委員会名簿

	役職	氏名	選出区分	団体名等	部会
1	委員長	菱沼 幹男	学識経験者	日本社会事業大学	
2	副委員長	白井 教之	福祉行政機関	杉並区	
3	委員 部会員	東 亜希子	ボランティア・地域団体	地域食堂エルガーハウス	○
4	委員 部会員	石山 恵子	NPO法人	プロップK	○
5	委員 部会員	稲葉 文子	ボランティア・地域団体	子育てきずなサロン・ ぐーちょきぱあ	○
6	委員	内山 誠	町会自治会	方南東自治会	
7	委員	小林 睦子	民生委員児童委員協議会	高円寺地区 民生児童委員協議会	
8	委員	杉原 千鶴子	当事者団体	杉並区障害者団体連合会	
9	委員 部会長	田中 奈那子	ボランティア・地域団体	ご近所会	○
10	委員	綱川 紫	民生委員児童委員協議会	和田堀地区主任児童委員	
11	委員	手島 広士	社会福祉協議会理事会	杉並区社会福祉協議会	
12	委員	松田 雄年	児童養護施設	東京家庭学校	
13	委員 副部会長	村 一浩	NPO法人	みかんぐみ	○

委嘱期間：令和5年4月1日～令和6年2月29日（敬称略）

## ～あ行～

### 【いきいきクラブ】

おおむね60歳以上の区民の方々が、生きがいを高めるためにさまざまな活動を行っている自主的な団体です。各クラブでは、旅行会や誕生会、子どもとの地域交流、囲碁やダンスなどの趣味の活動、ボランティア活動、軽スポーツなどを行っています。

## ～か行～

### 【きずなサロン】

きずなサロンは地域での孤立を防ぎ、見守りや助け合いの関係づくりのきっかけの場として地域のボランティアが運営をしています。

### 【子ども食堂（地域食堂）】

子どものいる世帯を主な対象に、無料または低価格で食事を提供し、集まった人と一緒に食事することで地域のつながりを強くしていく個人や地域の団体による自主的な活動です。

## ～さ行～

### 【ささえあいサービス事業】

高齢の方や障害、疾病のある方などで手助けの必要な方（利用会員）の地域での自立した生活を支えるための地域住民相互の支え合い事業です。

### 【災害ボランティアセンター】

被災者の困りごとや支援の要望を受け付け、全国から駆け付けるボランティアを支援活動につなげるコーディネートを行います。

### 【災害ボランティアネットワーク連絡会】

平成29（2017）年に、災害ボランティアセンターの運営を支えるためにNPO、関係団体、関係機関で構成するネットワーク型の連絡会です。

### 【社会福祉協議会】

社会福祉法109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定された公共性・公益性の高い民間非営利団体。住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、様々な活動を行っています。

### 【杉並区社会福祉法人地域公益活動連絡会（すぎなみ社福連）】

区内の社会福祉法人が相互に情報交換を行い、連携と協働により地域公益活動に取り組むために設立した連絡会です。地域の皆様に施設や物品、を“無料で提供・貸出”を行ったり、出前講座、専門相談なども行っています。

### 【杉並ボランティアセンター】

杉並社協の一組織として、ボランティア活動参加のお手伝いや紹介、グループ立ち上げのサポートや地域活動の支援などを行っています。また、相談の内容に応じてプログラム開発のサポートも行います。

### 【杉並子ども食堂ネットワーク】

区内の子ども食堂のバックアップ、相互交流、情報共有のため、自主的に集まり組織化したゆるやかな集まりです。

### 【生活支援コーディネーター】

地域の高齢者支援のニーズと社会資源の状況を把握し、地域の多様な関係機関等への働きかけを行い、生活支援の担い手の養成や資源の開発、ネットワークづくりなど、生活支援の体制づくりを推進する調整役です。

## ～た行～

### 【地域】

「地域」は、杉並区全域を指しています。「小地域」は、展開する事業によって捉え方が異なりますが、「ケア24単位」「小学校区」といったように一定のエリアを区切った単位を指しています。「身近な地域」はさらに狭い隣近所の範囲を指しています。

### 【地域共生社会】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

### 【地域支援ネットワーク】

地域包括支援センター（ケア24）の担当区域よりも小さな、近所のつながりが持てるような町会単位程度で、日頃からの声のかけ合い、支え合い、助け合えるような、地域ネットワークづくりを通して、多世代が交流できる仕組みづくりです。

### 【地域福祉コーディネーター】

地域における支え合いの仕組みづくりや住民、関係機関とのネットワークを構築する福祉の専門職をいいます。

### 【地域包括支援センター（ケア24）】

保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等が配置され、高齢者の保健・福祉・医療の向上、権利擁護等の支援をする総合的な相談窓口です。

## ～は行～

### 【ファミリーサポートセンター事業】

区民の子育てを支援するために、子育ての手助けがほしい人（利用会員）と活動に協力する会員の登録を行っています。

### 【ひきこもり】

さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態です。

### 【福祉なんでも相談】

生活上の心配ごとや困りごと等の軽減に向けて、社協職員と一緒に考えて整理していきます。ご本人が地域で安心して暮らすことができるように支援していきます。

## ～ま行～

### 【民生委員・児童委員】

「民生委員法」及び「児童福祉法」に定められ、厚生労働大臣により委嘱された特別職（非常勤）の地方公務員です。地域の実情に詳しい方々が民生委員・児童委員として推薦されており、地域の中で住民の立場に立った社会福祉活動を行っています。また、児童福祉に関することを専門に活動する主任児童委員は民生委員・児童委員の中から指名されています。児童関係機関や民生委員・児童委員と連携し、児童福祉の推進に努めています。

## ～や行～

### 【ヤングケアラー】

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

### 【8050問題】

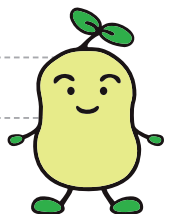
80代の高齢の親が、中高年であるひきこもりの子どもの生活を支えている状態を指します。複合的な課題を抱えていることが多く、社会的孤立に陥りやすいです。

### 【SNS】

Social Networking Service の略。人と人との社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスです。

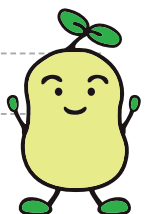
# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.



# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.





## 杉並社協地域福祉活動計画

計画期間：令和6(2024)年度～令和9(2027)年度



**社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会**

〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並4階

TEL.03-5347-1017 FAX.03-5347-2063

<https://www.sugisyakyo.com/>

発行：令和6年6月